

令和 7 年八郎潟町議会 3 月定例会 会議録

第 1 日目 令和 7 年 3 月 1 0 日（月）

（午前 1 0 時）

議長 柳田裕平 おはようございます。
ただいまの出席議員は、1 2 名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会 3 月定例会は成立いたします。
これより、3 月定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。
日程第 1、「**会議録署名議員の指名について**」は、会議規則第 1 2 7 条の規定により議長より指名いたします。4 番 小野千春君、5 番 伊藤章君を指名いたします。
日程第 2、「**会期の決定について**」は、議会運営委員長 松田真寿美君の報告を求めます。はい、松田君。

議会運営委員長 松田真寿美 6 番 松田真寿美でございます。おはようございます。
私から、3 月定例会の日程・運営等について、審議いたしました当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。去る 3 月 4 日、午前 1 0 時から第 2 委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し、「3 月定例会の日程・議案について」、委員会が開かれました。
今定例会の議案は、当局から、補正予算関係議案が 7 件、条例関係議案が 1 4 件、過疎地域持続的発展計画の変更議案が 1 件、財産の無償貸付議案が 1 件、当初予算関係議案が 6 件の計 2 9 議案となっております。
また、陳情は 5 件、一般質問者は 6 名となっております。
今定例会の日程は、皆様に配布した資料のとおりであります。初日が議長の諸般報告、町長の行政報告、町長並びに教育長の施政方針、議案の上程、提案理由の説明、議案に対する質疑、議長発議による予算特別委員会の設置について審議したあと、各議案を委員会に付託することとし、本会議が終わり次第、各常任委員会に入っております。
2 日目は一般質問を行い、終わり次第、各常任委員会に入っております。
最終日は、各委員会に付託された議案について、委員長報告のあと討論・採決を行います。
今定例会は各会計当初予算の審議に時間を要することから、本日から 3 月 1 9 日までの 1 0 日間で行うことにしております。
よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 柳田裕平 本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から 1 9 日までの 1 0 日間と決定して、ご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長 柳田裕平 ご異議なしと認め、そのように決定しました。
議事日程については、配布している日程表のとおりであります。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第 3、「**議長の諸般報告**」に入ります。この報告は、令和 6 年 1 2 月定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷し、皆様のお手元に配布しております。
その報告書をもって「議長の諸般報告」にかえさせていただきたいと思いますが、そのように取り計らってご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長 柳田裕平 ご異議なしと認めます。
以上で「議長の諸般報告」を終わります。
日程第 4、これより「**町長の行政報告**」を求めます。はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 （町長の行政報告 別紙のとおり）

議長 柳田裕平 確認の意味で申し上げますが、行政報告以外の事項に対する質問、並びに明日の一般質問と重複する質問は控えてくださるよう、また一人一問程度で簡潔にお願いします。

町長の行政報告に対する質問を行います。
質問のある方は挙手してください。はい、畠山君。

9 番 畠山一充 9 番 畠山です。6 ページの除雪ローダのエンジンルームからの出火ってことなんですけど、ちょっと確認のために、この除雪ローダは個人の物か、町の物か、また、その出火にあたって何が原因で出火したのか、そこらへん分かる範囲で答弁お願いします。

議長 柳田裕平 はい、畠山住民生活課長。

住民生活課長 畠山孝直 畠山議員の質問にお答えします。除雪ローダは、40代自営業者の方の所有するローダでございます。車両火災の件につきましては、詳細については聞いておりませんので、詳しい原因まではちょっと存じておりません。以上でございます。

議長 柳田裕平 はい、他にございませんか。はい、2 番 京極君。

2 番 京極幸村 はい、2 番 京極です。2 ページの中程、マイタウンバス運行事業者の乗務員不足により、現行ダイヤでの運行が困難となったことから…とございます。
いよいよ財政的な問題ではなくて、労働人口の不足によってインフラの維持が困難となってきたのではないかと個人的には察しているんですけども、実際には、この事業者さんの乗務員不足と言うのが、どういった理由で生じたのか伺います。

議長 柳田裕平 はい、村井課長。

総務課長 村井健一 ご質問にお答えします。マイタウンバスの運行事業者の乗務員不足につきましては、これ昨年度も同様の理由でダイヤの減便をしております。昨年度もお伝えしておるんですが、昨年度から国の法律によりまして乗務員の休憩時間・休息時間を9時間…確か、まあ、ハッキリあれですけども、長期に時間制約されました。それによりまして、今まで運行できたあった時間が休まなきゃいけないと、そういうところから、なかなか確保が出来なくなったっていうのが乗務員不足の理由の一つとなっております。
この度も、そういうこともありまして、3便減便したというかたちです。以上です。

議長 柳田裕平 他にございますか。はい、8 番 小林君。

8 番 小林響騎 はい、小林です。7 ページの物価高に対する支援金についてなんですけれども、これ来年度もやる予定ですか。もし、今、物価高、上がって非課税世帯っていうの限りなく少なくなってくと思うんですけども、生活苦しいのは非課税世帯ではなく全世帯だと思いますので、できれば全世帯にやったほうがいいと思うんですけども。そこらへん、どうお考えなのか教えていただければと思います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 お答えいたします。小林議員おっしゃるとおり、町民の皆さん大変苦しんでおる中、小林議員ご承知かと思えますけども、1月の臨時議会において全町民の皆さまを対象に1万円の地域商品券、これを発行しておりますので、それを有効活用していただければなあと願っております。

議長 柳田裕平 はい、小林君。

8 番 小林響騎 それやるのは分かってるんですけども、また来年度もやるのかなあと思って。この非課税世帯だけって枠組みでやるのかどうか、お尋ねします。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 まあ、明日の一般の質問でもちょっとお答えしますが、状況に応じながら適宜に対応してまいりたいと思います。

議長 柳田裕平 よろしいですか。

8 番 小林響騎 はい。

議長 柳田裕平 他にございませんか。はい、4 番 小野君。

4 番 小野千春 はい、4 番 小野です。10 ページにあります事業についてご説明願いたいんですけども。公共施設及び一般家庭への再生可能エネルギー設備や省エネ設備の導入…というところがございます。特に一般家庭の再生可能エネルギー設備や省エネ設備の導入ということは、具体的に想定しているのは、東京都などで行われている一般家庭の太陽光パネルの設置とか、そういうことを想定されているのかということと、町が主体となり実施していくためということは、条例等何か想定があるのかどうか、具体的にもし分かったことがあったら教えていただきたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 現在、想定している主なものといたしましては、やはり太陽光パネルを想定してございます。

町が主体となりということですけども、町が例えば各家庭に太陽光パネル設置いたしませんか、補助金出しますよとかって、今、特に条例とかございませんけども、いずれ、そういう方向で動いていくのではないかと考えております。以上です。

4 番 小野千春 ありがとうございます。

議長 柳田裕平 はい、他にございますか。はい、11 番 小柳君。

11 番 小柳 聡 はい、11 番です。ちょっと京極議員の質問に関連するんですけども、2 ページのマイタウン、なかなかマイタウンバスの減少率が6,900人ってことは、1日当たり25人以上の減少なのかなといったところを感じてるんですけども。それで、どのようにこれを受け止めているかといったところを、まずお聞きしたいのと、関連して八郎潟町・五城目町の両町の負担割合を令和7年度に限り見直すことを協議して承認されているとありますので、その負担割合がどのように変わったかといったところを、もし分かれば教えて…

議長 柳田裕平 はい、村井総務課長。

総務課長 村井健一 お答えします。マイタウンバスの減少をどう受け止めているか、っていうところについては、南秋公共交通協議会につきましては、マイタウンバスと乗合タクシー、二つの方策で運営してるわけなんですけど、正直申し上げますと、乗合タクシーに比べるとですね、マイタウンバスについてはバス停からバス停というような時刻表がございまして、限られた便、例えば、朝の通勤通学、帰りの帰宅の関係、そういったところにいろいろな人が集中しているのかなあという感じはしています。なかなかやっぱり、それ以外の時間帯での利用っていうのは、正直申し上げて芳しくないのは実際のところでございます。それに向けてはいろいろ協議会の中でも毎年利用者を増やすためのいろんな…そのなんですか、クリスマスのイベントですとか、そういうこともやってはおるんですが、一時的なものではないっていうのも実際のところでございます。

あと、乗合タクシーにつきましては負担割合、これ乗合タクシーの分ですが、先ほどの町長の行政報告でもありましており五城目町が4月から町中心部をエリアに加えております。それに伴いまして、極端に五城目中心部の利用が増えるであろうというところを鑑みまして、7年度一年間に限りまして、パーセンテージはちょっとあれでしたけども、いずれ前年度の利用割合で次の年の負担額が決まってるんです。それでいくと、八郎潟町に関しては8割ぐらいが八郎潟町民、2割程度が五城目町民ですけど、それでいくと不具合が生じるということで7年度に限っては大幅な率の見直しを行うとする予定でございます。以上です。

議長 柳田裕平 はい、他にございますか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 ないようですので、次に、日程第7、議案第3号「令和6年度八郎潟町…ああ、失礼しました。すいませんでした、一つ間違って飛ばしました。

日程第 6、「教育長の町教育に関する施政方針」を求めます。
もとい、次に、日程第 5、「町長の施政方針」を求めます。

町長 畠山菊夫 (町長の施政方針 別紙のとおり)

議長 柳田裕平 町長の施政方針を終わります。
次に、日程第 6、「教育長の町教育に関する施政方針」を求めます。

教育長 伊藤暢 (教育長の施政方針 別紙のとおり)

議長 柳田裕平 これで教育長の施政方針を終わります。
次に、日程第 7、**議案第 3 号「令和 6 年度八郎潟町一般会計補正予算（第 9 号）について」**上程いたします。提案理由の説明を求めます。はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 提出いたします議案の概要について、ご説明申し上げます。
補正予算書の 1 ページをご覧ください。
議案第 3 号「令和 6 年度八郎潟町一般会計補正予算（第 9 号）について」
本補正予算は債務負担行為の補正に係るものとなっております。
2 ページ、第 1 表「債務負担行為補正」をご覧ください。
認定こども園給食実施関係事業について、期間を令和 7 年度、限度額を 1 1 7 万 6 千円と設定しております。
これは、認定こども園おおぞら園舎への給食の配達に要する保冷車及び給食運搬用ワゴンの購入費でございます。令和 7 年度以降は、町が所有する保冷車を受託業者に貸し出し、運搬業務を委託することとしております。
以上が一般会計補正予算（第 9 号）の概要でございます。
よろしくご審議いただきますよう、願申し上げます。

議長 柳田裕平 これより議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第 3 号「令和 6 年度八郎潟町一般会計補正予算（第 9 号）について」討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第 3 号について、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)

議長 柳田裕平 起立多数であります。よって、議案第 3 号は可決されました。
次に、日程第 8、議案第 4 号から日程第 3 5、議案第 3 1 号についてまでの議案 2 8 件を、各委員会に付託する関係で一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 柳田裕平 ご異議なしと認め、そのように決定しました。提案理由の説明を求めます。はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 大変長くなりますけども、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。
補正予算書の 1 ページをご覧ください。
議案第 4 号「令和 6 年度八郎潟町一般会計補正予算（第 1 0 号）について」
歳入歳出に、それぞれ 1 億 7, 0 0 9 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3 6 億 2, 1 2 6 万 7 千円としております。
6 ページ、第 2 表「繰越明許費」をご覧ください。
総務費の住基ネット機器更改事業 8 3 0 万 5 千円をはじめ、記載しております 1 5 事業につきましましては、総額 1 億 8, 8 2 3 万 8 千円を令和 7 年度へ繰り越すものでございます。
それでは歳入の概要をご説明いたします。
1 2・1 3 ページ、地方消費税交付金に 1, 2 6 0 万円を追加しております。
1 4・1 5 ページ、地方交付税の普通交付税に 2 億 2, 9 0 2 万 5 千円を追加しており

ます。

16・17ページ、国庫支出金、総務費国庫補助金、デジタル基盤改革支援補助金2,583万7千円の追加は、国が進めるシステム標準化に係るものでございます。土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金から910万7千円を減額しております。

20・21ページ、繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、1億5,254万3千円を減額し、補正後の繰入額を0円としております。

22・23ページ、前年度繰越金には328万8千円を追加し、補正後額を令和5年度決算における実質収支額と同額の1億9,870万5千円としております。

24・25ページ、町債につきましては、事業費の確定、実績見込みなどにより、総額で5,620万8千円を追加しております。内訳につきましては、7・8ページの第3表「地方債補正」をご覧ください。

脱炭素推進事業債490万円、オリンピック記念会館改修工事6,020万円の追加のほか、充当事業の実績見込みなどにより8事業の限度額を変更しております。また、公共施設解体事業債につきましては、脱炭素推進事業債の借入を行うこととしたため、廃止しております。

続きまして、歳出の主なものをご説明いたします。

26・27ページ、総務費、財産管理費の積立金には、総額2億7,395万3千円を追加しております。そのうち、減債基金積立金には2億5,256万2千円を、がんばれふるさと基金積立金には2,334万3千円をそれぞれ追加しております。

28・29ページ、電子計算機、負担金、補助及び交付金の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金2,144万5千円の減額は、実績によるものでございます。

自治振興費、負担金、補助及び交付金、湖東厚生病院運営費補助金に762万円を追加しております。これは、令和6年度における湖東厚生病院の決算見込みに基づいた、運営費補助金でございます。

32・33ページ、民生費、社会福祉総務費の国民健康保険特別会計操出金につきましては、保険基盤安定負担金の交付決定により486万4千円を追加しております。医療給付金の扶助費につきましては、福祉医療費（県補助分）1,460万円の減額は、実績によるものでございます。

36・37ページ、児童福祉費、児童措置費の扶助費については、施設型給付費340万円を追加しております。これは公定価格改定の増額見込みによるものであります。衛生費、予防費の新型コロナウイルスワクチン予防接種委託料につきましては570万9千円を減額しております。

42・43ページ、農林水産業費、農村環境改善センター管理運営費、外壁改修工事実施設計業務委託料につきましては、事業内容の見直しにより、251万5千円、予算全額を減額しております。

46・47ページ、土木費、社会資本整備総合交付金事業費の総額1,201万3千円の減額は、社会資本整備総合交付金の減額配分による事業の精査等によるものでございます。

50・51ページ、教育費、学校管理費につきましては総額339万2千円を減額しております。そのうち112万1千円は生徒派遣費助成金であり、実績によるものでございます。

なお、各項目に計上されている人件費につきましては、56ページからの給与費明細書に総額を記載しております。特別職では95万9千円、一般職では1,367万円の減額となっております。

以上が一般会計補正予算（第10号）の概要でございます。

次に、

議案第5号「令和6年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」

61ページをご覧ください。

歳入歳出に、それぞれ3,509万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億2,228万5千円としております。

68・69ページ、歳入の主なものは、県支出金、保険給付費等交付金の普通交付金に3,725万7千円を、一般会計繰入金に489万3千円をそれぞれ追加し、前年度繰越金から895万3千円を減額しております。

70・71ページ、歳出の主なものは、保険給付費の一般被保険者療養給付費については、3,752万3千円を追加しております。これは、実績見込みによるものでございます。

以上が国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

次に、

議案第6号「令和6年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」

75ページをご覧ください。

歳入歳出から、それぞれ153万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を9,366万8千円としております。

82・83ページ、歳入では、一般会計繰入金について153万8千円を、

84・85ページ、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金から153万8千円を減額しております。これは基盤安定負担金の額が決定したことによるものでございます。

以上が後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

次に、

議案第7号「令和6年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」

87ページをご覧ください。

保険事業勘定の歳入歳出に、それぞれ1,275万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億3,329万4千円としております。

94・95ページ、歳入の主なものは、国庫支出金に155万8千円を追加しております。繰入金については低所得者保険料軽減一般会計繰入金を204万2千円、介護給付費準備基金繰入金を1,000万円それぞれ減額しております。前年度繰越金につきましては2,347万3千円を追加しております。

98・99ページ、歳出の主なものにつきましては、基金積立金、介護給付費準備基金積立金に1,342万2千円を追加しております。

以上が介護保険特別会計補正予算（第4号）の概要でございます。

次に、

議案第8号「令和6年度八郎潟町水道事業会計補正予算（第3号）について」

103ページをご覧ください。

収益的支出から608万8千円を減額し、総額を1億8,847万4千円とし、

104ページ、資本的収入から520万円を減額し、総額を4,000万円としております。

資本的支出から803万8千円を減額し、総額を9,148万6千円としております。

108・109ページ、収益的支出の主なものは、原水及び浄水費の工事請負費から、358万6千円を減額しております。

110・111ページ、資本的収入は企業債から520万円を減額し、資本的支出は工事請負費から736万3千円を減額しております。

以上が水道事業会計補正予算（第3号）の概要であります。

次に、

議案第9号「令和6年度八郎潟町公共下水道事業会計補正予算（第3号）について」

113ページをご覧ください。

収益的収入に765万7千円を追加し、収益的支出に824万2千円を追加し、それぞれ総額を2億3,582万7千円としております。

114ページ、資本的収入から44万7千円を減額し、1億1,265万8千円とし、資本的支出から179万6千円を減額し、総額を1億7,813万7千円としております。

120・121ページ、収益的収入の主なものは、社会資本整備総合交付金に491万1千円を、一般会計補助金に421万1千円をそれぞれ追加しております。

122・123ページ、収益的支出の主なものは、総係費、委託料、内水浸水想定区域地図等作成委託料に982万3千円を追加しております。これは、令和7年度に実施する予定としていた事業を前倒しして令和6年度から事業開始するものでございます。

124・125ページ、資本的収入の主なものは、一般会計出資金から72万3千円を減額し、受益者負担金に60万8千円の追加しております。

資本的支出の主なものは、官渠建設改良費、工事請負費から138万3千円を減額しております。これは、実績による減額でございます。

以上が公共下水道事業会計補正予算（第3号）の概要でございます。

次に、日程資料をご覧ください。日程資料の6ページ、

議案第10号「八郎潟町表彰条例の全部を改正する条例について」

多様な活動に取り組む本町に尽力された方について、貢献した功労・功績による表彰基準の見直しを行うとともに、所要の規定を整備する必要があるため、本条例を改正するものであります。

主な内容は、本町へ功労・功績のある方を表彰する規定を定めること、表彰の種類を功労表彰及び功績表彰の2種類とするものでございます。

次に、8ページをご覧ください。

議案第11号「八郎潟町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

秋田県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、給料表の号給構成、扶養手当の額、寒冷地手当の支給対象職員等について改正するものであり、また、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があることから、本条例を改正するものでございます。

主な内容は、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の支給額を引き上げること、管理職員特別勤務手当の支給対象開始時間を早めること、暫定再任用職員へ新たに住居手当及び寒冷地手当を支給すること、拘禁刑が創設されることにより、「禁固」を「拘禁刑」に改正するものでございます。

次に、39ページをご覧ください。

議案第12号「職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」

公務のため旅行する職員等に対し、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給することとされている宿泊料について、近年の物価高騰などの影響及び近隣市町村の状況を鑑み、宿泊料の定額を見直す必要があることから、本条例を改正するものでございます。

内容は、県内及び県外宿泊料を引き上げるものでございます。

次に、42ページをご覧ください。

議案第13号「八郎潟町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」

公務のため旅行する特別職の常勤職員に対し、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給することとされている宿泊料について、近年の物価高騰などの影響及び近隣市町村の状況を鑑み、宿泊料の定額を見直す必要があることから、本条例を改正するものでございます。

内容は、県内及び県外宿泊料を値上げするものでございます。

次に、45ページ、

議案第14号「八郎潟町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」

一般職の国家公務員及び秋田県職員に準じ育児短時間勤務の取得要件を緩和するとともに、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、本条例を改正するものでございます。

主な内容は、育児短時間勤務職員の勤務の形態について、取得単位期間を現行の4週間ごとから1週間ごととすること、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の条項を引用している箇所について条項ずれを修正するものでございます。

次に、48ページをご覧ください。

議案第15号「八郎潟町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があることから、本条例を改正するものでございます。

内容は、拘禁刑が創設されることにより「禁固」を「拘禁刑」に改正するものでございます。

50ページをご覧ください。

議案第16号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」

災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づき、災害弔慰金等の支給に関する事項の調査、審議を行うため、所要の規定を整備する必要があることから、本条例を改正するものであります。

主な内容は、条例の名称を改めること、八郎潟町災害弔慰金等支給審査委員会を設置することとするものでございます。

54ページをご覧ください。

議案第17号「八郎潟町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」

八郎潟町災害弔慰金等支給審査委員会の設置に伴い、所要の規定を整備する必要があることから、本条例を改正するものであります。

主な内容は、災害弔慰金等支給審査委員会の委員報酬を追加するものでございます。

次に、60ページをご覧ください。

議案第18号「文化財審議委員会設置条例の一部を改正する条例について」

文化財の指定や登録に関することに加え、保存や修復に関する審査を行っており、名称を変更することが適当であることから、本条例を改正するものでございます。

内容は、文化財審議委員会の名称を文化財保護審議委員会に改正するものでございます。

62ページをご覧ください。

議案第19号「八郎潟町文化財保護条例の一部を改正する条例について」

文化財審議委員会設置条例の一部を改正する条例に伴い、所要の規定を整備する必要があることから、本条例を改正するものでございます。

内容は、文化財審議委員会の名称を文化財保護審議委員会に改正するものでございます。

64ページをご覧ください。

議案第20号「八郎潟町オリンピック記念会館町民健康トレーニングセンター条例の一部を改正する条例について」

オリンピックに関する名称は国際オリンピック委員会（I O C）が保有する知的財産であり、使用することが出来ないことから、施設の名称を変更する必要があることから、本条例を改正するものでございます。

内容は、八郎潟町オリンピック記念会館町民健康トレーニングセンターの名称を「八郎潟町アスリートメモリアルセンター」に改正するものでございます。

次に、67ページをご覧ください。

議案第21号「八郎潟町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の公布及び刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があることから、本条例を改正するものでございます。

主な内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の条項を引用している箇所について条項ずれを修正したこと、拘禁刑が創設されることにより「懲役」を「拘禁刑」に改正するものでございます。

75ページをご覧ください。

議案第22号「八郎潟町下水道条例の一部を改正する条例について」

下水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があることから、本条例を改正するものでございます。

主な内容は、除害施設の設置等に係る基準を改正するものでございます。

81ページをご覧ください。

議案第23号「八郎潟町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について」

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があることから、本条例を改正するものでございます。

主な内容は、厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に所掌を変更したこと、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を拡充するものであります。

次に、91ページをご覧ください。

議案第24号「八郎潟町過疎地域持続的発展計画の変更について」

八郎潟町過疎地域持続的発展計画の変更を要することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

96ページをご覧ください。

議案第25号「財産の無償貸付について」

地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、令和7年度八郎潟町各会計予算案の概要についてご説明いたします。

当初予算書をご覧ください。当初予算書1ページ。

議案第26号「令和7年度八郎潟町一般会計予算について」

歳入歳出予算の総額を32億9,344万円とし、前年度比2億1,586万1千円、7.0%の増となっております。

別添の一般会計予算資料をご覧ください。別添の一般会計予算資料2ページをご覧ください。

歳入につきましては、町税、繰入金などの自主財源が総額で7億8,785万9千円と、前年度比6,800万8千円、9.4%の増となっております。

また、地方交付税、国庫支出金などの依存財源につきましては、総額で25億558万1千円と、前年度比1億4,785万3千円、6.3%の増となっております。

同じく予算資料の4ページをご覧ください。性質別の歳出につきましては、人件費、扶助費などの義務的経費が総額で14億4,463万6千円と、前年度比5,562万7千円、4.0%の増であり、物件費、補助費等などの消費的経費につきましては、総額で13億6,356万7千円と、前年度比2億5,060万1千円、22.5%の増となっております。普通建設事業費を主とする投資的経費につきましては、総額で1億1,305万3千円と、前年度比4,083万6千円、26.5%の減となっております。

また、貸付金、繰出金などのその他経費につきましては、総額で3億7,218万4千円と、前年度比4,953万1千円、11.7%の減となっております。

それでは歳入予算の主なものをご説明いたします。

引き続き、当初予算書をご覧ください。当初予算書9ページ、町税に4億4,101万4千円を計上し、前年度比503万6千円の増としております。

地方交付税は、前年度同額の16億3,500万円、国庫支出金につきましては、3億6,187万4千円を計上し、前年度比1億17万7千円の増としております。これは国が進めるシステム標準化・ガバメントクラウド対応に係るもの、児童手当の制度改正によるものなどでございます。県支出金は、前年度比547万4千円減の2億3,065万5千円を計上しております。

繰入金には、2億3,831万4千円を計上し、町債は、前年度比3,680万円増の1億1,750万円としております。内訳につきましては7ページの第2表「地方債」をご覧ください。掲載しております10事業については、いずれも交付税措置のある地方債でございます。

なお、歳入の詳細につきましては、12ページから37ページまで記載しております。

次に歳出の主なものを説明いたします。

38・39ページ、議会費の備品購入費には、令和6年度に債務負担行為として設定した、議会で利用するタブレット購入費270万8千円を計上しております。

48・49ページ、総務費、電子計算費、使用料及び賃借料のガバメントクラウド使用料5,019万9千円は、国が進める政府共通のクラウドサービスの使用に係るものでございます。負担金、補助及び交付金、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金には1億3,593万6千円を計上しております。これは、県内12町村で構成される、電算システムの共同処理を行う組合に対する負担金でございます。

50・51ページ、自治振興費には南秋地域公共交通活性化協議会負担金1,106万2千円、湖東厚生病院運営費補助金2,633万4千円をそれぞれ計上しております。

企画費に総合計画策定事業として、人口ビジョン策定業務委託料352万4千円をはじめとし、委員報酬、印刷製本費など総額で732万9千円を計上しております。

58・59ページ、選挙費の秋田県知事選挙費に総額197万6千円を、参議院議員通常選挙費に総額451万8千円をそれぞれ計上しております。

64・65ページ、民生費、社会福祉総務費、国民健康保険特別会計操出金には4,109万6千円を計上しております。

医療給付費の扶助費には、総額で5,451万8千円の福祉医療費を計上しております。そのうち町単独分は478万8千円となっております。

障害福祉費、扶助費の総額2億285万8千円は、自立支援給付費などに係るものでございます。

66・67ページ、老人福祉費の介護保険特別会計操出金には1億4,789万円を計上しております。

70・71ページ、児童措置費には地域子育て支援センター事業委託料に849万1千円、すこやか子育て支援事業費補助金1,297万2千円をそれぞれ計上しております。扶助費の児童手当6,093万円は、令和6年度からの制度改正により、18歳以下の児童に支給されるものとなっております。施設型給付費1億4,213万1千円につきましては、認定こども園の運営費に係るものでございます。

76・77ページ、衛生費、保健衛生総務費、委託料に健康管理システム標準化・ガバメントクラウド対応改修として総額1,096万7千円を計上しております。

予防費には、新型コロナウイルスワクチン予防接種に係る経費を含め総額1,563万1千円を計上しております。

80・81ページ、健康増進事業費には総合健診委託料1,438万2千円を計上しております。

82・83ページ、環境衛生費の負担金、補助及び交付金の総額714万9千円は、湖東地区行政一部事務組合負担金の衛生費分などでございます。

後期高齢者医療費の負担金、補助及び交付金には県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金8,966万2千円を、操出金には後期高齢者医療特別会計への事務費及び保険基盤安定操出分として総額で3,062万4千円をそれぞれ計上しております。

84・85ページ、塵芥処理費にあたっては、ゴミ収集業者委託料に1,373万7千円、八郎湖周辺清掃事務組合負担金に8,373万9千円、し尿処理費では、八郎潟町・井川町衛生処理施設組合負担金1,173万3千円をそれぞれ計上しております。

90・91ページ、農林水産業費、土地改良施設管理費の多面的機能支払交付金3,087万3千円は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動を支援するものでございます。

92・93ページ、林業振興費、委託料、森林資源解析等業務委託料に886万6千円を計上しております。これは、森林の境界図を作成、林地台帳の整備などを行うものとなっており、森林環境譲与税基金を活用して事業を実施するものでございます。三倉鼻公園整備工事測量設計業務委託料369万6千円につきましては、三倉鼻公園に歩道の開設などを行い、利用しやすい森林公園とするものでございます。令和7年度から3カ年の計画での事業実施予定としております。

94・95ページ、商工費、商工振興費のまちづくり活動センター管理運営委託料1,107万3千円につきましては、同センターの管理運営に係る人件費、光熱水費、燃料費などに係る委託料でございます。

96・97ページ、貸付金には、秋田県信用保証協会貸付金1,900万円を計上しております。

100・101ページ、土木費、道路維持舗装費に町道・下水路整備工事2,571万7千円を計上しております。これは、町道中嶋線外道路修繕工事をはじめ町道の維持補修等に係るものであります。

備品購入費の3,843万9千円は、可搬式排水ポンプの購入に係るものであり、内水氾濫の危険がある地区に設置するものでございます。

102・103ページ、社会資本整備総合交付金事業の町道整備工事3,484万8千円につきましては、中嶋団地1号線道路改良工事などに係るものでございます。

104・105ページ、公共下水道費には、総額で1億428万3千円を計上しております。これは、公共下水道費事業会計への補助金及び出資金でございます。

106・107ページ、消防費、常備消防費には、湖東地区行政一部事務組合負担金1億8,513万7千円を計上しております。

108・109ページ、災害対策費、工事請負費の全国瞬時警報システム新型受信機導入工事858万円につきましては、Jアラートの機器更新に係るものでございます。

110・111ページ、負担金、補助及び交付金に情報集約配信システム負担金860万8千円を計上しております。これは、秋田県が整備した、市町村等からの災害関連情報

を集約し、Ｌアラート等に配信するシステムに対する負担金でございます。

１１４・１１５ページ、教育費、教育助成費には、学校給食費助成金１，７２１万８千円を計上しております。

１１６・１１７ページ、学校管理費、備品等廃棄処分業務委託料６８２万９千円につきましては、旧小学校の不用備品の処分、理科実験試薬処分などに係るものでございます。

１２８・１２９ページ、中羽立公園体育施設管理運営費、委託料、公園管理委託料に１，２６５万円を計上しております。これは、公園の樹木、芝生の管理等に係るものでございます。

１３２・１３３ページ、公債費には、元金・利子を合わせ総額で３億２，０３６万７千円を計上しております。

なお、各項目に計上されている人件費につきましては、１３６ページからの給与費明細書に記載しております。特別職については総額で９，７８６万円、一般職は総額で５億５，７５０万２千円となっております。

１４２ページ、地方債の令和７年度末借入残高は２４億８，３０３万３千円の見込みとなっております。

以上が一般会計当初予算の概要でございます。

次に、

議案第２７号「令和７年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算について」

１４３ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額を６億８，８９５万６千円とし、前年度比１，３６２万６千円、２％の増としております。

１５０・１５１ページ、歳入の主なものは、国民健康保険税に総額７，７０１万７千円を計上し、前年度比５万円の減となっております。

県補助金には、保険給付費等交付金の普通交付金５億２，５８０万７千円をはじめ、

１５２・１５３ページ、総額で５億３，９６１万８千円を計上しております。

繰入金の一般会計繰入金には、保険基盤安定負担金、出産育児一時金、財政安定化支援事業分などとして総額４，１０９万６千円を計上しております。

１５４・１５５ページ、繰越金には、３，１１６万５千円を計上しております。

１５８・１５９ページ、歳出の主なものは、保険給付費、療養諸費の一般被保険者高額療養給付費に４億５，２９８万４千円を、

１６０・１６１ページ、高額療養費では、一般被保険者高額療養費に６，５５１万４千円を計上しております。

１６２・１６３ページ、国民健康保険事業費納付金の医療給付費分には、８，６３９万１千円を、後期高齢者支援金等分には総額で３，２８６万２千円を、介護納付金分には９６０万８千円をそれぞれ計上しております。

以上が国民健康保険特別会計予算の概要でございます。

次に、

議案第２８号「令和７年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計予算について」

１７１ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額を９，７６３万１千円とし、前年度比１５０万７千円、１．６％の増としております。

１７８・１７９ページ、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料に総額で６，６６９万円を、一般会計繰入金には、事務費及び保険基盤安定分を合わせ総額で３，０６２万４千円をそれぞれ計上しております。

１８２・１８３ページ、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金に９，６１３万２千円を計上しております。

以上が後期高齢者医療特別会計予算の概要でございます。

次に、

議案第２９号「令和７年度八郎潟町介護保険特別会計予算について」

１８７ページをご覧ください。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を９億８，０２１万２千円とし、前年度比１，０６７万５千円、１．１％の増としております。

また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、６０５万４千円と、前年度比３０万３千円の減としております。

１９４・１９５ページ、歳入の主なものは、保険料の第１号被保険者保険料に１億７，

227万4千円を、国庫支出金の介護給付費負担金に1億5,833万8千円を、国庫補助金には総額で9,095万2千円をそれぞれ計上しております。

196・197ページ、支払基金交付金には総額で2億5,279万8千円を、県支出金の介護給付費負担金には1億3,838万8千円をそれぞれ計上しております。一般会計繰入金には、介護給付費一般会計繰入金など、

198・199ページ、総額で1億4,789万円としております。

204・205ページ、歳出の主なものは、総務費の認定審査会共同設置負担金に314万5千円を計上しております。

206・207ページ、保険給付費の介護サービス等諸費には、総額で8億1,660万4千円を、

(正午のチャイム)

208・209ページ、介護予防サービス等費には、総額で1,665万3千円を、高齢介護サービス等費には、総額で2,781万円を、

210・211ページ、特定入所者介護サービス等費には総額で4,801万2千円をそれぞれ計上しております。

216・217ページ、地域支援事務費の包括的支援予防事業・任意事業費には、総額で2,647万9千円を計上しております。

以上が介護保険特別会計予算の概要でございます。

次に、議案第30号「令和7年度…」

議長 柳田裕平 ちょっと待ってください。暫時休憩しますので。
(休憩)
(再開)

議長 柳田裕平 もう少し？はい、じゃあ、もう少しですので、このまま再開します。

町長 畠山菊夫 すみません、引き続きご報告いたします。
議案第30号「令和7年度八郎潟町水道事業会計予算について」

235ページをご覧ください。

給水戸数を前年度比30戸減の2,520戸、年間総給水量を前年度比1万4,000立方メートル減の48万2,200立方メートルと見込んでおります。

254・255ページ、収益的収入の主なものは営業収益の給水収益に1億2,711万6千円を計上しております。

256・257ページ、収益的支出の主なものは、営業費用、原水及び浄水費の委託料に高度浄水処理設備保守点検業務等委託料838万8千円を、

258・259ページ、動力費に浄水場電気料1,584万円を、薬品費872万9千円をそれぞれ計上しております。

260・261ページ、総係費、委託料の町村共同電算システム利用料135万7千円は、県内町村の電算システム共同化に係る利用料でございます。また、経営戦略を策定するための経費として委託料367万4千円を計上しております。

262・263ページ、減価償却費では有形固定資産減価償却費として5,967万7千円を、営業外費用、支払利息には企業債利息425万4千円をそれぞれ計上しております。

264・265ページ、資本的収入につきましては、企業債の水道管路防災・安全交付金事業債に1,440万円、浄水施設等整備事業債に930万円をそれぞれ計上しております。

資本的支出の主なものは、建設改良費、取水浄水施設整備費に浄水場設備更新費935万円を計上しております。これは、経年劣化している急速ろ過池を洗浄するための吸排気弁の更新などに係るものでございます。

配水施設整備費の配水管整備事業委託料2,942万5千円につきましては、令和8年度以降に予定している配水管路の耐震化工事の実施設計等でございます。

企業債償還金には、3,735万3千円を計上しております。

以上が水道事業会計予算の概要でございます。

次に、

議案第31号「令和7年度八郎潟町公共下水道事業会計予算について」

267ページをご覧ください。

処理戸数を前年度と同数の2,090戸、年間有収水量を前年度比2万立方メートル減の42万立方メートルと見込んでおります。

286・287ページ、収益的収入の主なものは、営業収益、公共下水道使用料に7,111万6千円を、営業外収益、他会計補助金に8,608万9千円をそれぞれ計上しております。

288・289ページ、収益的支出の主なものは、総係費、委託料に下水道事業計画及び都市計画事業認可変更業務委託1,028万5千円を追加しております。これは、令和7年度で終了する全体計画及び事業計画の変更に係るものでございます。

290・291ページ、流域下水道維持管理負担金には、総額4,090万7千円を、減価償却費では、有形固定資産減価償却費、無形固定資産減価償却費を合わせて総額1億1,871万8千円をそれぞれ計上しております。

営業外費用、企業債利息には、1,855万2千円を計上しております。

294・295ページ、資本的収入の主なものは、企業債に総額9,340万円を、出資金、一般会計出資金に1,811万5千円をそれぞれ計上しております。

資本的支出の主なものは、管渠建設改良費、工事請負費、污水管渠等築造工事730万1千円を、流域下水道建設負担金、秋田湾・雄物川流域下水道事業負担金847万9千円をそれぞれ計上しております。

企業債償還金には、1億5,617万6千円を計上しております。

以上が、工事事業会計予算の概要でございます。

以上の会計につきましては、地方自治法第96条第1項第2号及び地方公営企業法第24条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。
よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 柳田裕平

はい、どうもありがとうございました。

それではここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

なお、午後は日程第7の議案第3号から一つずつ質疑してまいりますので、よろしくお願いいたします。休憩いたします。

すみません、日程第8の議案第4号からです。

ということで、休憩いたします。

(午前12時09分)

(休憩)

(再開)

(午後1時30分)

議長 柳田裕平

それでは、午前中に引き続き再開いたします。

これより、議案に対する質疑を行います。

はじめに、日程第8、**議案第4号「令和6年度八郎潟町一般会計補正予算（第10号）について」**の質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めま…はい、11番 小柳聡君。

11番 小柳 聡

すみません、委員会が違うのでちょっと確認の意味でお伺いをいたします。

41ページ、労働諸費のところ、ふるさと回帰支援交付金、これUターンが主であるのかといったところをお伺いしたいのが一点と、6次産業化経営力強化…その下にあります、農業振興費の中の6次産業化経営力強化事業費補助金15万円、これは、どういった詳細なのかっていったところをお伺いしたいと思います。

議長 柳田裕平

はい、産業課長。

産業課長 相澤重則

ふるさと回帰支援金につきましては、人口減少の抑制に資するために、就労のために町に移住・定住する方に交付するものとなっております、年間3万円を3年間支給するものとなっております。

あと、6次産業化経営力強化事業費補助金、こちらにつきましては農業の機械、6次化に伴います農業の機械でございまして、こちらにつきましては繰越明許費となっております。来年度購入する予定となっております。以上です。

議長 柳田裕平

はい、他に質疑ありませんか。いすか、小柳さん。はい、小柳聡君。

11番 小柳 聡 補正で、ふるさと回帰支援のところが増えてるってところは、Uターンが増えたって
いう認識でいいのか、所謂Iターンとかいろいろあると思うんですけども、そこらへん
分ければ一応、ああ、分からない…

議長 柳田裕平 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 こちらにつきましてはですね、一応見込みといたしまして、県内1名の転入者見込
んでおります。以上です。

議長 柳田裕平 はい、他に質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。よって、議案第4号についての質疑を終わります。
次に、日程第9、**議案第5号「令和6年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第
3号）について」**の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。よって、議案第5号についての質疑を終わります。
次に日程第10、**議案第6号「令和6年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）について」**の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第6号についての質疑を終わります。
次に日程第11、**議案第7号「令和6年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第4
号）について」**の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第7号についての質疑を終わります。
次に日程第12、**議案第8号「令和6年度八郎潟町水道事業会計補正予算（第3号）
について」**の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第8号についての質疑を終わります。
次に日程第13、**議案第9号「令和6年度八郎潟町公共下水道事業会計補正予算（第
3号）について」**の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第9号についての質疑を終わります。
次に日程第14、**議案第10号「八郎潟町表彰条例の全部を改正する条例について」**
の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第10号についての質疑を終わります。
次に日程第15、**議案第11号「八郎潟町一般職の職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例について」**の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第11号についての質疑を終わります。
次に日程第16、**議案第12号「職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例に
ついて」**の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第12号についての質疑を終わります。
次に日程第17、**議案第13号「八郎潟町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費
に関する条例の一部を改正する条例について」**の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第13号についての質疑を終わります。

次に日程第１８、議案第１４号「八郎潟町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第１４号について質疑を終わります。
次に日程第１９、議案第１５号「八郎潟町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第１５号についての質疑を終わります。
次に日程第２０、議案第１６号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第１６号についての質疑を終わります。
次に日程第２１、議案第１７号「八郎潟町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第１７号について質疑を終わります。
次に日程第２２、議案第１８号「文化財審議委員会設置条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第１８号についての質疑を終わります。
次に日程第２３、議案第１９号「八郎潟町文化財保護条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第１９号について質疑を終わります。
次に日程第２４、議案第２０号「八郎潟町オリンピック記念会館町民健康トレーニングセンター条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第２０号についての質疑を終わります。
次に日程第２５、議案第２１号「八郎潟町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑を求めます。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第２１号についての質疑を終わります。
次に日程第２６、議案第２２号「八郎潟町下水道条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第２２号についての質疑を終わります。
次に日程第２７、議案第２３号「八郎潟町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第２３号についての質疑を終わります。
次に日程第２８、議案第２４号「八郎潟町過疎地域持続的発展計画の変更について」の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第２４号についての質疑を終わります。
次に日程第２９、議案第２５号「財産の無償貸付について」の質疑を求めます。質疑あ

りませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第25号についての質疑を終わります。
次に日程第30、**議案第26号「令和7年度八郎潟町一般会計予算について」**の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第26号についての質疑を終わります。
次に日程第31、**議案第27号「令和7年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算について」**の質疑を求めます。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第27号についての質疑を終わります。
次に日程第32、**議案第28号「令和7年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計予算について」**の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第28号についての質疑を終わります。
次に日程第33、**議案第29号「令和7年度八郎潟町介護保険特別会計予算について」**の質疑を求めます。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第29号についての質疑を終わります。
次に日程第34、**議案第30号「令和7年度八郎潟町水道事業会計予算について」**の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第30号についての質疑を終わります。
次に日程第35、**議案第31号「令和7年度八郎潟町公共下水道事業会計予算について」**の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第31号についての質疑を終わります。
次に日程第36、**「陳情について」**を上程します。
お手元に配付しております陳情文書表のとおり、陳情は5件であります。陳情につきましては、各常任委員会で審議をお願いしたいと思います。
次に日程第37、**「予算特別委員会の設置について」**を議題とします。
委員会条例第5条第1項の規定により「予算特別委員会」を設置し、令和7年度当初予算関係議案の審査をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 柳田裕平 異議なしと認め、予算特別委員会を設置することに決定しました。
次に予算特別委員会の定数は、委員会条例第5条第2項の規定により11名とし、委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、私を除く議席番号1番から11番までの皆さんを委員に指名いたしますが、これにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 柳田裕平 異議なしと認め、予算特別委員会の定数は11名に決定し、議席番号1番から11番までの皆さんを予算特別委員会の委員に決定いたしました。
次に、提出された議案・陳情につきましては、議事日程表及び陳情文書表に記載のとおり、所管の各委員会に付託したいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 柳田裕平 ご異議なしと認め、所管の各委員会に付託することにいたします。
事務局長から、常任委員会室を報告させます。

事務局長 加藤宏 それでは報告いたします。第１委員会室で総務産業常任委員会。第２委員会室で教育
民生常任委員会を開催していただきます。

議長 柳田裕平 これより、各常任委員会を開いていただきます。
明日は、午前１０時より本会議を開きます。
本日の会議はこれをもって散会いたします。

（ 午後１時４８分 ）

令和 7 年八郎潟町議会 3 月定例会 会議録

第 2 日目 令和 7 年 3 月 1 1 日（火）

（午前 10 時）

議長 柳田裕平

おはようございます。
ただいまの出席議員は、12 名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会 3 月定例会は成立いたします。
これより、本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第 1、これより一般質問を行います。
はじめに 3 番 村井智君の一般質問を行います。はい、3 番 村井智君。

3 番 村井 智

おはようございます。3 番の村井智でございます。
事前に通告してありますとおり、三点について伺いたいと思っております。
まず、一点目なんですが、八郎潟町の構造と、それから農業について、これについて共通の認識を持っていたきたいと思ひまして、そして、その目的でまずこれを取り上げました。
まず、うちの町に、簡単に言いますと、雨水だけで考えてみたいと思います。八郎潟町に降る雨は 7 号線から東にかけては、戸村土地改良区の排水路で排水されます。そして、7 号線から西、まあ、奥羽線から西の方なんですが、これは八郎潟土地改良区に処理するために流れていきます。一二のポンプアップの場所がありますが、馬場目川に注ぐ川はありません。戸村土地改良区の水はどこに流れるかと言うと、東部承水路、まあ、通称ですけれども、2 級河川の三種川に流れます。
さて、この八郎潟町の農業は基幹産業とは言われておりますが、今まで人口構造やら税収面、そういったところで語られることが多かったと思いますが、この度は構造面に着目していただきたいと思ひます。
戸村土地改良区についてなんですが、若干説明させていただきますと、うちの町に若しくは五城目町に戸村という地名はありません。戸村土地改良区の由来は、江戸時代以前の戸村という武士、侍が佐竹藩より遣わされ、そして開墾の新田開発のために派遣された役人の名字です。戸村十太夫っていうふうに記憶してんですが、これからお話しするところは、ほとんどが前理事長の須田誠さんに教えていただいたものです。もし間違ったら、それは須田前理事長の責任ではなくて、教え子である私の記憶違いとかそういうところですので、その点をご承知ください。
戸村土地改良区の戸村十太夫が赴任した時には、1608 年から工事を施工したというふうに聞いております。1608 年っていうのは、霞ヶ関の…ああ、あのう、東西南北の天下分け目の決戦の、それは 1600 年ですので、そして佐竹公が常陸の国から秋田に来た時には 1602 年です。その後すぐに着手しております。場所は何処かといいますと、五城目警察署の横の岩盤の所、そこを切り拓いて水路を造ったのが戸村土地改良区の始まりだというふうに伺っております。余談ですが、その戸村っていう方は、後に角館の、いわゆる今の佐竹知事の御先祖に当たる、確か、北家だったかな、あの、その城代家老におさまったそうです。
そして、戸村土地改良区、昔の区画整理からもう既に 40 年以上経っております。そして、もう一つ、7 号線から西に当たる所、これは八郎潟土地改良区で、ご承知のとおり大潟村の干拓、そこの一環として出来たものでございます。一つこれは是非覚えていただきたいんですが、夜叉袋の地区の西側にあります堤防なんですが、これは全部その干拓事業で行ったものではなく、一部は夜叉袋の集落の篤志家の方々が既に堤防を設置してあったそうです。そして、その上に堤防を設置するというかたちで工事がされたというふうに先人から伺っております。
さて、先ほどから申し上げてるとおり雨水に関して言いますと、その二つの土地改良区の力によって排水されております。さて、八郎潟土地改良区の所は構造上どうしてもポンプアップして排水するっていう構造になっております。このところ、戸村土地改良区のほうは秋田県との水利権の契約により 5 月から 8 月いっぱいまでが給水期間です。八郎潟土地改良区は、4 月の半ばから 8 月いっぱい、それが給水期間です。
これを構成する農家の方々は、そうですね、平成の 20 年代後半のあたり、私の記憶によれば町内には 300 名程の農業従事者がいたというふうに記憶しております。おそ

らく現在は、もっと少なくなっているっていうのが容易に想像出来ます。そして、その農業者の中でも、所謂プロ農家って言われている認定農業者は約50名です。

先ほど来申し上げてます排水設備の維持管理、それは農業者からの賦課金、水利権のお金、そういったもので、そして一部、町のほうからも供給され…八郎潟土地改良区には町のほうからも供給されております。これは国の事業の一環として行われたところで、そうですね、昔の方に伺ったんですが、地方交付税はその分、当時は上乗せされてたんじゃないかっていうふうに聞いております

所謂農業者が、この排水の管理・維持、それに深く関わっていると、まあ実際には直接に関わっているっていうふうにお考えいただきたいと思います。こうなりますと、八郎潟町の農業は基幹産業っていうことでは言い足りないんでないかというふうに私は考えます。簡単に言いますと、農業者がいなくなれば、これは誰が維持するってなるんだってことになります。

先ほど来の農業者の減少のことを申し上げましたが、現状はもっと深刻だっていうことは皆さんご承知のとおりでございます。所謂うちの町の太百姓って言われている方々、10町歩以上耕作している方々、その中に75歳以上の方は、かなりいらっしゃいます。因みに、私の地元の八郎潟の夜叉袋地区では一番若い専業農家は、私の学年一つ下の63歳です。そして一番多く面積を担っていらっしゃる方々は70代後半です。

最近、所謂法人の方々も増えまして、大分若返ってきてるとは言われても、ここ5年かそのくらいで70代の方々が引退するという前提で施策を練っていく必要があるかと思えます。今の状態で、いきなり20町歩30町歩、これをやってくれて言われた場合、受け手が大変な思いををすると思います。その例が隣の大潟村でもう既に起きております。大潟村では、やはり毎年何名かの離農者が出ていらっしゃいます。最近50代の方が離農した方がいらっしゃいまして、お話を伺う機会がありました。

では、大潟村でその土地はどうなってるかということ、大潟村の方々はその土地を村の人達がしっかり入手して作付けをしております。いわゆる耕作放棄地にはなってません。そこで何が問題が起きてるかと言いますと、今の農法では、春これから我々もそうなんですけど育苗作業に入ります。大潟村の育苗団地、これは値段がかなり上がっておりまして、実勢価格は一反歩当たり500万を超えているそうです。所謂作付のためにビニールハウスをしなきゃいけないんだけどもってということなんですけど、その土地が、なかなか入手出来ないっていうのが現状です。

そこで大潟村はどうしてるかっていうと、大潟村農協の小林組合長は、現在、乾田直播きというやり方で、実際に種のまま作付けしていくっていう方法を取っております。ただし、これはですね、大潟村非常に厳しいところがあるそうです。実は、この方法は、にかほ市ではかなり普及してるというふうに農協の関係者から伺いました。にかほ市では7号線から海沿いの所は乾田直播きで、だいたい「めんこいな」を植えてると。7号線から山側、鳥海山の方は、所謂従来の移植の方法で田植えをして「こまち」を植えてるそうです。

で、何が、にかほ市で良くて、大潟村で出来ないのか、単純に水の問題です。乾田直播きの場合は、収穫後、秋終わってから、もう一回耕起し、そして代掻きをして次の春に備えるそうです。では、大潟村の小林組合長は、どうやってるかって言いますと、雨水を田んぼに溜めて、そしてやるそうです。非常にこれは困難だというふうに伺っております。ですから、本来はそっちを、乾田直播きをもっと大規模にやりたいんだけど水の関係で出来ないっていうことが小林組合長の周りの人の話でした。

先ほど申し上げたとおり我が町では、もう5年もしないうちに大変大きな農家の方々がりタイヤされることが想定されてます。何も乾田直播きだけではなくて、いろいろな今、新しい作付け方法が出ておりますが、残念ながら我が町では、まだそこにトライしようとか、それに向かっていこうっていう動きはみえません。これは当然です。新しいものは、やはり非常に一年間棒に振るっていう非常に大きな危険を伴う作業ですので、なかなか踏み込めないのはもうよく分かる、同意できる話です。

しかし、先ほど来申し上げている5年後どうなるかっていうところを見据えた場合に、何かここで、そういった新しい農業の方策を考えていかないと場合によっては、せっかくのこの区画がしっかりしてるこの八郎潟土地改良区内、もしくは戸村土地改良区内の所で耕作放棄地が出るっていうことは、非常に町にとって損失になります。今後は、やはりそういったところも考えていかなければいけないっていうふうに考えております。

なにせ、何度も申し上げますが、我が町の排水は農業者に頼っております。戸村土地改良区においては完成後40年も経っておりまして、毎年どこかで管の、給水管の破裂が起こり、その都度、農家の方々には大変な迷惑をかけております。これも暫時更新していくような事を考えておりますが、現状は非常に厳しいところがあります。

例えば、賦課金の徴収する金額について考えてみますと、戸村土地改良区は概ね一反歩当たり7,000円台、八郎潟土地改良区は、それこそストックマネジメント事業とか、そういったところを加算されるところもありますので、10,000円を超える所もあります。では、大潟村は、どのくらいかというところと3,000円台です。そうなりますと3倍近くの差があるっていうのは非常に厳しいものがあります。ですので、今のうちから何かの方向性を考え、そして農業にもうちょっと脚光を浴びるような、そして、この町の持続可能なところをやるためには農業が必要だよっていうコンセンサスが必要ではないかというふうに考えております。

先ほど申し上げました認識を共有するっていう意味は、そういったところをお願いしたいと思っております。いわゆる考えのベースがその上に立って、そして方向性を見つけていく、そういった議会になっていただければなあというふうに考えております。

なにせ、去年、そしてたぶん今年もそうであって欲しいなあと思っているのは、米の値段が非常に上がりましたが、ある意味これはバブルみたいなもので、記憶に皆さん残ってらっしゃると思うんですが、3～4年前には10,000円を切るような米価の時もありました。現在、諸資材が非常に高騰しておりまして、農家の方々の経理面は去年でやっと一息をついたかなっていうところだと思います。去年で、大潟村で辞めた方は、値段が高くて今まで溜まっていた借金全部払ったんでスッキリして辞められたというふうに直接私聞かされました。

なにせ、農業者の平均年齢、特に、先ほど申し上げましたとおり専業農家の年齢がこのくらい、60代以上っていうふうになった場合にですね、この後の後継者の問題っていうのは非常に重大なところになるんじゃないかというふうに考えております。

今後、どうかたちで持っていくかっていうこと、町長のご所見を伺いたいと思います。そして同じように、その中には、この農家の年齢も含めて今後どうするかっていうところも含めていただければ幸いです。

そして、農業をちょっと離れます。

通知してあるところの質問事項の3番目になりますが、町長は、我々は新聞紙上などでしか窺い知れませんが、精力的に企業訪問され企業誘致を考えてらっしゃるっていうふうにおっしゃっておりますので、その行為は大変ありがたいものと、是非そうあって欲しいというふうに考えております。ただ、昨今の状況みて私が考えるところをちょっと述べたいと思いますが、能代市の中国製材、これは200人規模の雇用を抱えている企業ですが、未だに当初の予定の人員は確保されていないようです。同じように、秋田市でもコールセンターですね、他のところもあったというふうに記憶しておりますが、秋田市のコールセンターのところもやはり人手不足で、なかなか決定していないっていう、誘致が決定していないっていうお話も伺っております。また、酷い所では、これは秋田県ではないようなんですが、起業誘致っていうことで税制の処置をとって、そして結局人が集まらなくて、「それは誘致した自治体の責任でしょ」ということで、言わば補助金を食い逃げしていくような企業もあったやに聞いております。

そこで、提案として私が書いておりますのは、企業も大事であるんですが、一つ町内にスタートアップの企業を誘致してはいかがかかっていうことです。所謂会社の卵を誘致したいっていうことです。今、学生の中で、大学生の中で言われておりますのは、これは大学生の意識調査とか、そういったところで見えた意見ですので、これが全てとは思いませんが、今の学生さんは、一番の目標はスタートアップ企業を立ち上げ、そして、それを売却するっていうのが一番のステータスだそうです。これは、良い方向なのか、悪い方向なのか正直よく分かりません。ただ、今までみたいに大企業に行っていくっていうような方向とは、ちょっと違う方法が出て来たっていうふうに考えております。彼らにしてみると、どこでも企業立地出来ればいいようです。いわゆるパソコン一台あれば、全国どこでも仕事出来るっていうことだそうですよ。

そこで、私がここの提案っていうことで質問書の中に出していったのは、所謂ふるさと納税と地域協力隊を絡めてみてはどうかと。ふるさと納税っていうのは、所謂ネットで支持を集め、そしてお願いし納税してもらおうっていう種類のものですが、これは普通に考えると「クラウドファンディング」と同じです。スタートアップしたい企業にはよくある手が「クラウドファンディング」で資金を調達し、そして、それを原資として企業を立ち上げていくっていう方法があります。この方法を町のプラットフォームで使い、そして一番企業して辛いのは、一年目、二年目のところですけども、それを地域協力隊で生活は一定の程度安定してもらおうと。そして、そのふるさと納税で資金を集めたものに関しては、町が手数料っていうのは言い方おかしいんですけども、一定の株式、僕は3割位がいいのかなあと思ってるんですけども。それを町の所有にする。そうしていけば町の

ほうに根付いてくれる。そして、その会社がもし、うまくいった場合には、たぶん人手も連れて来てくれるだろうと、そういうふうに考えております。

ただ、これはなかなか他もやってないところばかりですんで、これを構築していくには、それなりの時間が掛かると思いますが、方向性は、こういう方法もあるんじゃないかというふうに考えております。で、これの良いところは、マーケットで評価されなければ退場です。いわゆる一定期間軌道に乗らなければ、「お疲れ様でした！」っていうかたちで退場していただく、そういうところが、いわゆる町は下手に醗酵することなく、そして多少ドライって言われても、どんどんどんどん新しい企業来てもらうっていうところが出来ます。

そこで、その中でもう一つ、もし、そういう方法が取れるんだったらっていうところで提案したいのが、所謂買い物弱者っていうのは交通弱者です。足があればイオンでもアマノでも買い物に行けます。ただ、昨日の委員会でも…昨日の議会でもお話しがありましたが、なかなかコミュニティバスとか、そういったところっていうのは日本全国どこ見ても、なかなか順調にいつて所っていうのは難しいようです。便数も減らすっていうふうに伺いました。

昨今おもしろい提案をした方がいらっしゃいます。国際教養大学の学生さんなんですけど、それについての解決策を、学生らしい発想で考えてらっしゃいました。国際教養大学は秋田市の中心部から大分離れておりますので、なかなか交通の便が厳しいところです。どういうふうにしたかっていいますと、車持ってる学生さんが、「俺、学校に何限目から行くから乗ってかない？」って言うところで、そして、それぞれを回って連れて行くそうです。帰りも、「何時頃、帰るよ」って言うところ、それぞれの車に乗って行くそうです。それを起業化しようっていうことで動いております。実は、この、所謂「ライドオン」とおっしゃったと思うんですけども、まあ、「ライドシェア」みたいなかたち、こういったところは、全国の研究施設で結構な数の研究者がいらっしゃいます。そういう点も着目してはいかがでしょうか。例えば、「明日、湖東病院に行くよ」っていうのをアップして、「じゃあ、私、連れてって」っていうところで、一緒に連れて行った方が後で何某かのお小遣いなり、そういったクーポンでも結構ですけども、そういったものが手に入る、そして帰りには「何時頃帰るよ」っていうところにアップした人に乗っけてもらう。所謂「乗ってく、乗ってけ」っていうようなかたちなんですけど、それをもうちょっとすれば、だいぶ企業的なものになるんじゃないかというふうに考えております。

これは、うちの町は残念ながらタクシー会社も無く、バス会社もこっちには、なかなか路線が無いというところ逆手に取れば特区として非常にやりやすい所でないかというふうに考えております。何より、まだうちの町には元気な、それなりの年齢の方がいらっしゃいますので、免許を返納する前には、そういった方々の空いてる時間、もしくは買い物と一緒にいくとか、そういったところも使えるんじゃないかと思っております。

例えば、そういう会社を誘致しようとしている時には、町として一定のインセンティブを与えてやって、そして、3年位頑張ってみてダメであれば交代するっていう手もあるかと思えます。インセンティブは何かと言いますと、やはり企業化して、それぞれ町の住民の方々の理解を得て、それが普段の足になるまでっていうのは、かなりの時間が掛かるんじゃないかというふうに考えております。その場合、何が提供出来るかというところ、地域協力隊もそうなんですけど、例えば、通学の所の仕事を請け負ってもらう。夏休み・冬休みを除けば毎日仕事があるっていうことです。そういう人達は別に大きなバスでなくても個人個人の車で、これは一定の、特に児童の方々ですんで一定の基準は必要ですけど、そういったところをやれば、その人達は毎日の仕事出来ます。

そこで、いわゆるシステムをしっかりとってもらって、で、彼らがまた日本全国、我が町のような交通弱者がいらっしゃるところは日本全国、大都市圏を除けばほとんどですんで、その成功例をもってまた会社大きくしてもらってことも出来ると思えます。

ここで、申し上げたいのは、いわゆる会社を誘致してっていうところが、今は非常に難しい時代であるということ、せつかく誘致しても働き手がなかなか確保出来てないのが、実際のこの田舎の秋田県でもそうです。そういったところを少し考えていただけないかなというふうに思っております。まあ、これは今の段階で成功事例が、なかなか無いっていうところもあって、今後、今、全国の所で今お話しした、例えば「ライドシェア」とかそういったところのやつは、どんどんやっておりますんで、それはしっかりと注視していく必要があるのかなあというふうに考えております。

今回、新人の中で、しかも一般質問が一発目っていうことで、認識を共有すること、という状況か、それから、うちの町がどういう構造にあるかっていうところ、そういったところが皆さんと意識を共有して、知識を共有して、そしてその上で新しい、いや、今やってる施策のブラッシュアップとか、そういったところも出来ればなというふうに考え

ております。

ああ、一つ、町の方には御礼を申し上げなきゃいけません。戸村土地改良区、現在、真坂の方、郵便局の方から電柱を設置する工事をやっております。これは、町の協力をいただきまして町の町有地に電柱を今立てておりまして、そこから電気線を引っ張り込んで、そしてポンプアップのための設備を設置してる工事でございます。実は、戸村土地改良区の中で我が町の、所謂夜叉袋の神社の裏側の所、あそこがポンプ場から一番遠い所になるので、一番水が来ない所です。常に水が無いってということで利用者の方々には迷惑をかけている所なんです、この度、町の配慮で電動ポンプが常設されることになりました。予定では4月の上旬に試験通水をやって、そして5月から正式に通水事業を開始する予定です。大変理解あるところで、すぐに了解していただいたというふうに事務方のほうから伺っております。今後も、この八郎潟町の構造上、農業が不可欠である、そして農業と一緒に成長していかなければいけないということを皆さんに是非認識していただき、今後の施策に繋げていただければなというふうに考えております。

与えられた時間は一時間ですが、答弁の時間もあると思いますので、私の質問は一旦ここで閉じさせていただきます。

議長 柳田裕平 畠山町長。

町長 畠山菊夫 村井議員のご質問にお答えいたします。

多岐に渡ってご質問いただきまして、ありがとうございます。なかなか要旨に無いことと言われましたけども、全く、私も同感でございます。共通認識としましては、雨水の町内排水、そしてまた、農業者の人数、これが不安であるということと、企業誘致がどうなのかっていうことで答弁させていただきたいと思います。

はじめに、農業水利施設は、農業用水の供給、農地排水の機能だけでなく、国土の保全、水源のかん養などの多面的な機能も有しており、集中豪雨の頻発化によって非常に重要な役割を担っております。本町においても、八郎潟土地改良区へ管理委託している3カ所の排水機場については、町の住宅地からの汚水が土地改良区の排水路へと接続していることから、農閑期も含めた通年の間、農業用水以外の排水も行っているところでございます。

それに伴い、町では八郎潟土地改良区に対し、平成5年から現在までの約30年間に渡って、排水機場に係る経費の一部を補助しております。

また、町単独で行う経費負担以外にも、平成20年から国事業を活用し維持管理経費について助成しており、今後も、農業並びに生活インフラの要である土地改良区に対しては適切な補助等を継続し、協力してまいりたいと思っております。

議員言われた戸村土地改良区への…ちょっと確認したところ、国道7号線より西側農地の排水の全てが八郎潟土地改良区のポンプ排水している水路へ接続しているわけではなく、大半は戸村土地改良区の排水路へ接続しているとのことでした。

いずれ、町の排水は東から西へ流れます。川へは馬場目川に接続する川はございません。干拓事業がこのことによって排水が必要になったこと、それに対して町がどうやってきたのか、農業用水も含めて大事なことでありますので、今後もしっかり対応してまいりたいと思います。

次に、町内農業人口と平均年齢についてです。令和2年に実施されました農林業センサス調査によりますと、本町における自営農業従事者の総数は242人、平均年齢は68.2歳。この前、国の発表ありましたが、国の全体をみますと、だいたい69歳ぐらいだそうです。また、認定農業者数は令和7年2月末現在で88人、平均年齢は67歳となっております。

農業従事者の高齢化は、全国的な問題となっており、本町においても喫緊の課題であると捉えております。この課題に対応するためには、農地の集積・集約を進め、効率性の向上による計画的な規模拡大や、それを担う若手農業従事者の生産・経営などの幅広い活動を支援していかなければと思っております。

まもなく10年後を見据えました地域計画がスタートし、将来の農地利用について地域全体で継続的に協議を重ねていくこととしております。

課題解消のカギとなる集積・集約の将来像については、地域計画において目標地図に反映していくことになっておりますので、現在も農業者、関係機関との連携を図りながら実効性の高い地域計画、そしてまた目標地図の作成に向け取り組んでいるところでございます。

先日、新しい議員の皆さまには資料提供したと思いますけども、脱炭素に向けたこの取り組み、これは5～6年前からちょっと私も考えた事業でございますけども、県内ではやはりその、本町は雪も少なく山陰になる所も無くて非常にこの冬場の農業はやりやすい所だとは思っております。その利点性を活かしながら何か冬場の農業、農閑期に収益を上げる事業が無いかってということで取り組んでいる事業でございますけども、やがては町の農業者の皆さまに成功事例を出しながら普及していけたらなあと思っておりますので、その事業にこれからしっかり取り組んでいきたいと思っております。

次に、本町で誘致企業の問題ですけども、本町で操業を続けている誘致企業は、1969年（昭和44年）操業の日本機械工業株式会社秋田工場、1989年（平成元年）操業の株式会社YDK秋田、現在の横浜電子工業株式会社の2社でございます。

以前は、縫製会社とかいろいろありましたけども、3社程ありましたが撤退されております。

ご存じのとおり、平成2年以降、本町への誘致企業の進出はございません。

企業誘致につきましては、小規模自治体単独での活動には限界がございますので、秋田県や市町村、民間団体で組織する秋田県企業誘致推進協議会での情報交換や交流を通じながら、相互に連携を深めながら、全県一体となって推進しているところでございます。

県内の工業団地、これは町村にはございません。市にはあります。無い所もありますけども。今現在、大館と横手は第二造成をしております。大館はニプロ関係の誘致企業が増えました。また、横手は自動車関連の、北上における自動車関連の企業がいっぱいになったということで、横手にも来ております。今の工業団地で近くでは潟上、これは区画、3区画ぐらい空いているのかな、そこに来てくれたら本町の場合は通勤圏でもありますので、いま一緒に周辺市町村と一緒にやって取り組んでいるところでございます。

議員がいろいろおっしゃいました中で、ふるさと納税のクラウドファンディングは、自治体が抱える具体的な課題やプロジェクトに対して、寄付を通じて支援する仕組みであり、自治体が主体となっていく地域課題の解決や公共性の高いプロジェクトが対象となりますので、個人が単に起業資金を集める目的での利用は出来ないということを理解していただきたいと思っております。

いろいろその他にも村井議員おっしゃいましたけども、それについては後でちょっと勉強しながら、また後ほど機会をみまして議員に回答してみたいと思っております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長 柳田裕平 はい、村井智君。

3番 村井 智 丁寧な答弁いただきまして、ありがとうございます。

先ほど町長おっしゃいました新しくCO₂対策で行う事業で、昨日の説明でのところでは、所謂農業もそうですし、あと発電もということおっしゃってあったというふうに記憶しております。おそらくは、燃焼価値のカロリーの低い材料のもみ殻っていうふうに聞いておりますので、もみ殻自体の燃焼は非常にカロリーが低くてなかなか難しいところはあるのは承知しております。

ただ、もしですね、このCO₂の対策もそうなんですが、もみ殻のボイラー、おそらくはもう既に使っております三種町とか、三種町は既に稼働しておりますが、あそこはメインは石油で、そして補助みたいなかたちになってしまっているっていうふうには三種町の町長さんから伺ったことありますけども。

そういったところでいきましても、もし効率の良いもの出来て、そして発電が出来るとすれば、町長いかがでしょうか、町設置してる、いま我々戸村もそうなんですが、八郎潟土地改良区も電気代の高騰でかなり苦労してます、ここのところ。

例えばですね、これは全く違う話かもしれませんが、大潟村土地改良区はクラウドファンディングで風力発電を一基設置して、そして電気を用水ポンプに使ってるっていうお話しは伺っております。ただこれも、どちらかというとならば環境思考のところでやるっていうPR効果は、それなりにあるんじゃないかと。

であれば、その今後どういうかたちになるか分かりませんが、その発電の電気を用水ポンプに供給するっていうのも、これも一つ考慮に入れていただければどうかなっていうふうに考えております。町長、そこらへんのところは、いかがでしょうか。

議長 柳田裕平 畠山町長。

町長 畠山菊夫 もみ殻については、村井議員も経験されたことあると思いますけども。燃やす…本当にあのう、6年、5年前までは、燃やすという感覚でございましたけども、今はもみ殻を発酵させて、そしてメタンガス、これをタービンを回して発電を起こしましょうというのが今の計画でございます。それで、その熱を将来は農家の皆さんに供給したり、また、いま議員がおっしゃったとおり土地改良区の水排水の施設に提供したり、これが出来たらもう私は最高だと思っております。

議長 柳田裕平 はい、村井智君。

3番 村井 智 はい、ありがとうございます。では今後やはり、先程来申し上げてます農業と町との共存関係のところ、これを我々議員も共有しながら今後農業政策、そして、産業政策に資するものにしたいというふうに考えております。
以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長 柳田裕平 これにて3番 村井智君の一般質問を終わります。
次に、7番 野原静雄君の質問を行います。はい、7番 野原静雄君。

7番 野原静雄 7番 野原静雄でございます。よろしくお願ひいたします。
私のほうからは、二つの部分について町長にご質問させていただきたいというふうにして思っております。
一つ目は、町が抱える喫緊の課題、そして、二つ目は、その喫緊の課題の解消について、でご質問でございます。

一問一答ということで、よろしくお願ひいたします。

人口減少や高齢化は、全国各地に大きな社会問題を引き起こしております。人口減少にどう歯止めをかけるかという議論も盛んに進んでおります。でも、私はまず、人口減少・高齢化が我が町にどういった弊害があり、その弊害が解決するための優先順位をつけて、速やかに手を打つことが必要と考えています。

そのためにまず、課題を共有すること、その中で何が喫緊の課題かを整理する必要があるのではないのでしょうか。そして、的を絞ったうえで、その解決のための様々な手法について議論し、皆で知恵を出して具体的に前に進めることが必要と考えています。

人口減少と高齢化による弊害は、挙げればキリがないくらいたくさんあります。人口減少の弊害については、今更言うまでもありませんが、改めて申し上げますと、①働き手、消防団や伝統文化などの組織の担い手が不足していること②小売り、飲食、娯楽、医療などの生活関連サービス事業の縮小③空き家、空き店舗、耕作放棄地の増加④税収の減少による行政サービスの低下や社会インフラの老朽化への対応、こうした問題が上げられます。このどれをとっても深刻な問題であると思います。

そして、これらが進むことで更なる人口減少へ拍車がかかっていきます。

次に、高齢化の問題は、私にとって最大の問題、緊急課題と考えております。

それは何よりも当事者の命に係わるということです。私が「はちらば」時代にお買い物品の配達した家庭では、玄関まで這って出て来る、動くのが大変なので商品を冷蔵庫に入れてほしい、中に入って冷蔵庫に入れてほしい、米や野菜が重いので、なんとか家まで持って来てほしい、等の要望が少なくありませんでした。

国勢調査によりますと、当町の65歳以上の高齢世帯割合は、2020年で34.5%、約3分の1に達しています。また、「はちらば」が2021年に高齢者世帯について調査したところ、当町の高齢世帯221世帯で訪問調査をしました。そして、その中で、約90世帯がなんらかの支援が必要と思われるという結果になっています。

いま役場では、弁当の製造を町内外の弁当製造会社や町内の飲食店に依頼して配達をしてくれています。事前通告書には、1日4.5個、弁当の配達は1日4.5個と記載しましたが、実際は平均3個程度と、残りのこうしたご高齢の方で、どうして生活をしているのか、気になって仕方がありません。ちなみに、2022年度に「はちらば」が配達した弁当は1日平均16.4個、対象者は約40人でした。また、お買い物品の配達と送迎人数は、合わせて1日平均で8.3人、対象者は30人程度と思われます。

次に、二つ目として…ああ、すみません。このことの対策は最重要課題と私は認識しております。

次に、二つ目として、農業従事者の高齢化による耕作放棄地問題についての危機感です。

聞くところによると、我が国の農業従事者の平均年齢は68歳とか。あと10年で農業が危機的状況に陥る、と言われております。当町においても、昨年何人かの農業従事者がギブアップして、私の仲間がその手伝いを行い、耕作放棄地となっている広大な土地に大豆を植えました。今後は、そうした農業従事者が加速度的に増えるとの予測の中で、仲間たちの手には負えなくなるという危機感をもっています。

国では、食糧安保も議論されています。また、米の価格が倍近くまで高騰している中で新たな農業の仕組みを議会、行政、農業従事者に加えて一般市民も参加した中で考えていく必要があると思っています。

町長は、農家所得の向上のために一年を通じた農業生産ができる仕組みを考えておられるとのことですが、それはとても重要なことだと思います。私は、それに加えて、農閑期にできる農業以外の仕事を作ること、農業機械の共有化による経費の削減、農繁期のボランティア導入、更には、スマート農業化などを考える必要があるのではないかと考えています。

また、先般12月議会で町長が触れられました「関係人口」の導入というのも大変重要な検討すべき問題だと思います。

そうしたことに挑戦するためには、国、県の支援を受けやすい農業法人化を積極的に推進することを検討すべきと考えております。

この2件の課題について、町長のお考えを、お伺いします。よろしくお願いします。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 野原議員のご質問にお答えいたします。

高齢になると、掃除、洗濯、調理、買い物など日常生活を営むうえで不可欠な家事等様々な不自由を感じるようになります。例えば、掃除機をかけたいと思っても、膝痛や腰痛でかけられない。調理はできるけれど、億劫になって簡単なもので済ませてしまいます。買い物は、店まで歩いて行くことは出来ますが、買った物を持って帰ることが大変になる、など。

高齢者が安心して生活できるためには、自分の存在を気にかけてくれる人が身近にいる「安心感」や、買い物や掃除、調理などの日常的な家事を行ってくれたり、通院や買い物などに行くための交通手段だったり、友人・知人などの交流ができる通いの場など、「ちょっとしたこと」を支援できるサービスが必要であると認識しております。

今後も、NPO法人はちらば、南秋つくし苑、町社会福祉協議会、そしてまた、ボランティア団体などと協力し合いながら、既存のサービスを継続しながら、高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定時に行う「日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」や、民生委員・児童委員が行っている「高齢者実態調査」、そして、地域福祉計画策定時に行う「アンケート調査」を参考に、高齢者の生活支援ニーズを把握したうえで、新たな生活支援サービスを整備する必要があると考えております。

次に、日本の多くの産業で抱える少子高齢化に伴う後継者不足については、特に農家の高齢化が深刻な問題となっております。

村井議員さんにもお答えいたしました。農林業センサス調査によりますと、本町における自営農業従事者の平均年齢は、平成27年の調査では67.4歳、5年後の令和2年の調査では68.2歳と0.8歳増加しております。農業従事者数につきましては、平成27年調査では312人、令和2年の調査では242人と5年間で70人減少しており、高齢化に伴い農業従事者の減少が進んでおります。

離農者の多くは高齢により農業が続けられなくなったことによるもので、年々離農する農家が増加する反面、新規就農者が増えないこともあり、高齢化と担い手不足の問題は、今後ますます深刻化するものと予想されます。

この問題は、遊休農地の増加に伴う我が国の食料自給率の低下を招くほか、雑草や病害虫の発生、ゴミの不法投棄などの問題に発展する恐れがあるなど、農業者のみならず町全体の課題として捉える必要があります。

議員ご質問の農業法人化への取り組みについては、担い手の高齢化や後継者問題解消の一つの方策として、とても重要なことであります。

農業法人の増加は、経営面積の拡大や集約化が進み、遊休農地対策にも有効であると考えます。

農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始もしくは経営の改善に必要な農業用機械、又は施設の導入・整備などに係る費用は高額なものとなります。

町といたしましては、今後も法人のみならず、各担い手農家を支えるため、国や県の補

助金等を活用し、農業機械や設備に係る支援は更に進めなければと考えております。

7 番 野原静雄 はい、ありがとうございました。

議長 柳田裕平 はい、ちょっと待ってください。野原静雄君、指名しますので。

7 番 野原静雄 あ、すみません、失礼しました。

議長 柳田裕平 はい、どうぞ、野原静雄君。

7 番 野原静雄 大変心強いお言葉をいただきまして、ありがとうございます。

これから一部の人達だけでその施策をどうのこうのじゃなくて、当事者や、それを支える関係団体、一般の町民の方々も含めて、どうすべきなのかっていうことを、しかも迅速に、速やかに話し合い決めていくことが重要だと思いますので、一つよろしくお願いいたします。

次に、課題の解消について、ご所見をお伺いいたします。

課題の解消については、まず今、町長も非常に重要だというご認識をいただきましたところで、その解消について様々な手法の選択または複数の手法の組み合わせの実行ということになりますけど、これから、その手法については、先ほどのお話しもありましたけど、当事者や関係団体、行政、それから議員、議会、こちらの関係者でいろいろ話し合いをしていければなというふうにして思います。

それから、まず手法についてはいろいろあるかと思いますが、その手法を実践するに当たって、私は重要な二つの柱があると思っています。それは、「人」と「お金」の確保、産み出しだと思っています。

私は、父と同様の国鉄職員となって転勤族になりました。母の生まれた八郎潟に介護のため移住してからは、他の地域のボランティア活動や地域活動で家にゆっくりしている時間はありませんでしたが、こうした経験が客観的に各地域の特性を観る目が養われたと思っています。いわゆる「よそ者の目」ということです。だと思っています。

私から見る「八郎潟」は、極めて高い「連帯感」に優れた町に映ります。これは、県内一狭い町であることも勿論影響していると思いますけれど、それ以上に、盆踊りや協働作業で養われた町内会活動、いろんな団体による活発な地域活動が起因しているのではないかと考えています。

町民の多くの方々は、頑張っている人たちの顔と名前が分かります。こうした地域は他に例がないと思っています。これは、正に八郎潟の宝ともいえる貴重な文化で、子供たちがスポーツで活躍し、オリンピック選手を多数産み出し、たくさんの著名な野球人などは、こうした八郎潟文化がもたらしたものだと思っています。

こうした地域文化を活かして課題解決を行うこと、特に高齢者や弱者の福祉につなげることが重要ではないかと考えています。それは、最近、言われている「自助・共助・公助」に加えての「互助」というシステムです。「互助」とは、厚生労働省が推進している「地域包括ケアシステム」の中に出てくる考え方ですが、町内会や近所の助け合い、ボランティア活動による助け合いのことを言います。

私は、これからの高齢化社会の中で弱者を守るために、この優れた連帯感をもつ当町の強みに更に磨きをかけていくことが必要だと考えております。

そのために、町内会や各団体を物心両面で積極的に支援することで、彼らの活動が更に仲間や参加者を増やし、町中を活気づかせるとともに、結果として、「互助」の体制を作ることができると思っています。これは正に、町長が第6次総合計画の冒頭に寄せられた「人と地域が輝く心豊かな協働のまち」が具現化されたかたちではないかと考えています。

次に、財源を生み出すということについて、私の考えを申し上げます。

改革を進めるにあたって、もう一つの重要な柱は財源の確保、産み出しです。国の財源の産み出しについて、私の考えを申し述べたいと思います。

一つ目は、先ほど町長が触れられておりました国、県の補助事業を積極的に活用することです。

八郎潟が抱える人口減少・高齢化の社会問題は全国共通の課題です。そのため、国では内閣府を中心に各省庁でいろんな対策の補助事業が組まれております。加えて、石破内閣になって地方創生資金を1,000億から2,000億円に倍増しました。

私は、この中で特に内閣府が中心となって推進する、県が推奨する「小さな拠点」に注目をしています。これは、郊外集落に「買い物場」を作り、生活の不便を解消するとともに

に、地域コミュニティの場を提供すること。郊外集落の所得を向上させること。中心市街地と交通アクセスを整備することなどが柱となっております。加えて、「小さな拠点」は、いろんな弱者サービス、例えば、買い物支援、外出支援、声掛け・見守り等のことなどが提案されております。そうした「小さな拠点」の必須条件として、「地域住民が主体となって、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する地域運営組織」を作ること、ということになっております。ですが、八郎潟には既にその原型となる組織が形成されております。今後、議会、行政が、こうした団体等を積極的に活用して、共に汗を流し前に進めることを願っております。

二つ目は、町外へ委託している事業を町内で対応する、ということです。これにより町内の所得が増加し町民のいろんな知恵が反映されると思っています。一例で言えば、小中学校の野菜の給食の食材を２年前から「はちらぼ」が行うようになりました。この結果、学校当局と「はちらぼ」の間で、農家も中に入って地場産品の拡大のための新たな野菜の栽培の検討、収穫時期の調整などが話し合われるようになっております。

加えて、ふるさと納税事務業務を町内で行うことは出来ないでしょうか。これにより、町民の知恵、能力を活かした返礼品の多様化により寄付金額の増加はもとより、これに関わる町民の所得向上にも図られると考えております。

例えば、山菜及びその加工品、漬け物等に加えて空き家を活用した農家民宿の宿泊等いろんなアイデアがあると思います。因みに、２０２４年の納税額ランキングでは当町は２０位、３，１１６万円となっております。参考までに五城目町は１９位の３，６４９万円、町で多い所は八峰町の１５位、８，３４２万円となっております。

県の中小企業連合会が行った新時代の商店街という講演会で、島根県、邑南町のスーパー公務員として有名になった元役場課長のお話で、町外に委託している事業を町に戻すために役場を辞職して会社を作り、その利益で新たな事業を行い、廃校寸前だった高校が定員オーバーするまでに発展したということが報じられております。それで、この役場職員はスーパー公務員としてメディアに取り上げられるほど有名になったということでした。

当町は、秋田市のベッドタウンとして機能してきており、様々な職種、技能、知識を持っておられる方もたくさんいると思っています。こうした方々を活用することで、町民の所得を向上させると共に、町独自の取り組み、サービスが深まります。八郎潟オリジナルが出来ると思っています。

その他、地域経済の活性化を図るということで、八郎潟は盆踊りばかりではなく、昨今、特に昨年は志田千陽選手の人気もあり、田んぼアートに約７万人が訪れていますし、浦城も評価が高い遺跡であります。さらに、最近では史跡では珍しい縄文前期の遺跡が発掘され、常識を覆す広域な経済交流があったのではという研究が進んでおります。

この力を、経済に結び付ける必要があります。観光客は、お金を使う喜びを求めています。え？と思われる方も多いと思いますが、旅行需要のデータから証明されていますし、女性なら理解できると思います。

それを満足させることは、観光需要を高める隠れた手法ですが、その他、地域の経済を高めます。観光先進県の山形と秋田を比べれば、その差は歴然です。山形県の大きな特徴は、観光産業に女性の力が発揮されていることにあります。財布を握っている女性の力は侮れません。若干横道に反れますが、観光ばかりではなく、地域経済の活性化に女性の力を活用することは必須と考えております。

以上、私の考えを申し述べさせていただきましたが、町長からこうした考えについての忌憚のないお考えをお伺いいたします。

人はそれぞれ、経験によって培われた常識が異なります。だから、話し合いによって自分の経験の無い事柄に基づく意見を聞くことは、とても重要だと思っています。

１３年前の平成２４年４月に議会基本条例を制定しています。これには、「政策づくりと監視機能を十分発揮する議会」として、①常任委員会、全員協議会、特別委員会の原則公開、議員の議案賛否の公表などが謳われておりますが、私は、特に、大きな課題が山積している今こそ「政策づくり」がより重要だと考えております。

この基本条例を念頭に置きながら、これからの議員活動を進めたいと考えております。改めて、課題の共有と解決のための真摯な議論、そして強い意志で前に進める実行に向けて全力で取り組む決意です。今後、議会、行政、そして町民の皆様のご指導をお願いしたいと思います。ということで、町長から忌憚のないお考えをお伺いします。すみません。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 はじめに、「人の確保」というご質問でございますけども、県内一面積の小さい当町

は、32の町内会があり、また、小中学校の教育施設がそれぞれ一つの施設で運営されていることなどから、他町村と比べて、町民同士の関わる機会が多いと思います。つまり、小さな地域コミュニティは、ある程度形成されているものと感じております。その利点を生かし、今後も引き続き、地域コミュニティの中心的な存在である各町内会をはじめ、各種住民団体の活性化支援の促進を図り、町民自らの手でまちづくりを推進する「町民主役」のまちづくりを目指してまいります。

次に…次の質問、国・県の補助事業を積極的に、というご質問でございますけれども、人口減少や高齢化が進むなかで、将来にわたって地域住民が安心して暮らし続けることができるよう、住民サービスの維持向上に努めることは大変重要であります。

そのためには、中長期的なビジョンに基づき、町政を有利に運営できるようこれまでに以上に、国や県の補助金等を積極的に活用し、財源の確保を図ってまいります。

次に、町が委託している事業を町内でとのことでございますけれども、町が町外の事業者へ委託している業務は、公共施設の清掃業務や設備等の点検業務、システム開発やホームページの管理更新等のほか、議員が言われたふるさと納税関連業務等がございます。いずれの業務においても専門的な技術を要する業務や効率化を目的とした業務であり、町内でこれらに対応できる事業者がいれば当然、委託先候補の対象となりますが、対象となる事業者がいない業務については、町外へ委託していることをご理解いただきたいと思います。

なお、ふるさと納税の関連業務は、サイトページの制作及び運営、経費割合に応じた寄付額の提示、返礼品開発、受注発注及び発送業務、トラブル対応など多岐にわたっております。また、年度によって違いはございますが、年間1,500件前後に上る寄付者への迅速な対応が必要となることから、町内の事業者では難しいものと思います。

地域経済の活性化を図ること、とのことでございますけれども、観光と経済を結び付け、地域経済の活性化を図ることは商店街の活性化をはじめ、雇用の確保や収入増に伴う税収増のみならず、交流人口の増加、移住・定住にも繋がってまいります。

女性が生き生きと働き、日常生活を営んでいる地域は、活気に満ち溢れた魅力的な地域であると考えられますので、女性の益々のご活躍を期待しているところでございます。以上でございます。

議長 柳田裕平 はい、野原静雄君。

7番 野原静雄 はい、ありがとうございました。今、そのいろいろな技術とか、町が委託している事業について技術の問題だとかいろいろお話しありましたが、これから、どのくらい時間掛かるか分かりませんが、そうした部分を、どういう部分の技術、知識が必要なのか、これもいろいろ町民なり、各団体のほうで勉強しながら、それに、要するに対応出来ればいいということですよね。町内に戻してもらい…だから、そういうことを行政と各団体又は、町民の皆さんと、それを重視する町民の皆さんと、これから勉強していくことっていうのは必要なんだろうなって思います。

それから、一つだけ、この部分について、町長のご認識をお伺いしたいんですが。「小さな拠点」という考え方ですね。去年、町内会長会議でこれ役場のほうから町内会長にご説明があったように聞いておりますが、この「小さな拠点」について、町長のご認識はいかがでしょうか。いいですか。

議長 柳田裕平 はい、村井総務課長。

総務課長 村井健一 ただ今の野原議員のご質問の「小さな拠点」につきましては、町長の答弁の中でも一番課題解決の、人の確保の部分でちょっと触れましたけれども、面積の全県一小さらい当町においては、先ほど言いましたように、議員も質問の中でおっしゃっていましたが、ある程度他町村に比べて人との関わりは、もう既に出来ていると思っております。

議員が、どういうふうな考え方でおるのかちょっと、この後お聞きしたいんですが、そういった意味では、例えば集中したこの役場を、駅前商店街を中心にした所でそういったものは確立されているとは思っております。その中では、買い物支援だったり、交通弱者への対応だっていうのは、まだまだこれから突き詰めていく必要はあると考えております。以上です。

議長 柳田裕平 はい、野原静雄君。

7番 野原静雄 すみません、失礼いたしました。これから、その進めていく考えでいるっていうことで

認識させていただいて、よろしいということですね。

議長 柳田裕平 はい、村井総務課長。

総務課長 村井健一 地理的には、ある程度小っちゃい町の中で集約されておるんですが、不十分…十分、必ずしも、もう完璧にこう十分なものとは認識してないってことで、この後、まだまだそのブラッシュアップしていく部分があるかとは思っております。

議長 柳田裕平 はい、野原静雄君。

7 番 野原静雄 はい、ありがとうございます。確かに八郎潟は小さな町なので、その町そのものが「小さな拠点」の中心市街地というふうになってるかどうかという部分のいろんな判断があるんだろうと思いますが、一応、経済産業省の指針の中で買い物場っていうのは500メートル以内、又は、そこに至る交通の確保という部分が、もう一つありますので、私は、面潟地区だとか、郊外集落には今、お店がほとんど無い状態になっております。だから、ここらへんを国や県が、どう判断されるかというのは分かりませんが、一応、国・県、国に申請するためのいろんな勉強はしていきたいなと私自身は思っております。

そういうことで、それは国のほうで、八郎潟町は「小さな拠点」の施策には当たらないというご判断なれば、それはそれでしょうがないかなと思いますが、挑戦することは必要かなと私は思っております。

ということで、最後にその部分について、お伺いして私の質問を終えさせていただきます。すみません、最後に一つだけ、それをお願いします。

議長 柳田裕平 はい、村井総務課長。

総務課長 村井健一 今の議員のお気持ちを、お聞きしまして、そのとおりだと思っております。先ほども申したとおり、買い物500メートルですとか、突き詰めていくと、まだまだやっぱり足りない部分というのは当然あるかと思っておりますので、それをもっと良くするためには、そういうふうな活用、「小さな拠点」づくりの施策を活用していけるものがあればですね、それは当然この後考えていく必要はあると認識しております。

議長 柳田裕平 はい、野原静雄君。

7 番 野原静雄 分かりました。ありがとうございました。これからもいろいろ相談に乗っていただければと思います。ありがとうございました。終わります。

議長 柳田裕平 これにて、7 番 野原静雄君の一般質問を終わります。
次に、5 番 伊藤章君の一般質問を行います。はい、伊藤章君。

5 番 伊藤 章 5 番 伊藤です。私から3点程ご質問いたします。
まず、一点目は、「令和7年度の「町民主役」のまちづくりについて」です。
その前に、3月定例会が昨日から開催されております。その中の一般質問の事前通告が先月の25日でしたので、令和7年度の事業、予算等の説明が昨日からお話しは聞いております。ですから、今回この一般質問した内容については、もしかして、その内容に入ってるかもしれませんが、その点をご承知願いたいと思います。

既に皆さんもご承知のとおり、少子高齢化、核家族化や人口減少などが進む中、町民の生活課題や価値観が多様化し、地域住民同士の交流機会の減少や連帯感の希薄化がみられます。しかし、行政は町民個々の要望やニーズに応じた公共サービスが求められますが、行政がそれを実現するための財源、それから、職員などの資源については限界があると思われまます。

そこで、本町では「第6次八郎潟町総合計画」の主要施策等の見直しを図った「後期基本計画」の策定がされております。その中で、第1章の「ともに築く連携と協働のまちづくり」の第1の「基本方針」に「地域コミュニティの中心的存在である各町内会などの活性化を図るとともに、町民、企業などと連携協働し、町民自らの手でまちづくりを推進するという「町民主役」のまちづくりを目指す」と記載されております。

そこで、町内会や各種住民団体等の活性化の支援の促進、それから、町民、企業などとの連携協働について、この令和7年度の施策の中には、どのように計画、反映しているのかを教えて欲しいと思っております。よろしくをお願いします。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

これまでの活性化支援の取り組みとして、町内会においては、町内会連絡事務協力金の助成、地域活性化助成金、地域除排雪助成金、一般コミュニティ助成などがございます。また、20を超える各種団体が運営するイベントや盆踊り、スポーツや文化芸能などの活動費に対して、年間1,300万円程度の助成を行っております。令和7年度においても継続して支援することとしておりますけれども、地元企業との連携協働につきましても、令和7年度において、脱炭素事業に着手し、旧小学校校舎を利活用した新事業による地域産業の活性化を推進していく予定でございます。

議長 柳田裕平 はい、伊藤章君。

5番 伊藤 章 この後、特別予算委員会のなかでもいろいろ説明があると思いますけれども、是非とも、やはり「町民主役」のまちづくりについて今後とも、議員の中でも、いろいろ提案はしていきたいと思いますので、行政のほうも一歩踏み込んだかたちになるよう要望したいと思います。以上です。

議長 柳田裕平 はい、伊藤章君。

5番 伊藤 章 次に、二点目ですけれども、「災害に関する避難情報の共有化及び一時的避難場所の環境調査について」です。

皆さん既にご承知のとおり、令和5年7月14日からの記録的な大雨による馬場目川の洪水や土砂災害に関する災害避難指示が翌日の15日に発令され、対象地区の町民292人が「指定緊急避難場所」等へ不安を抱えたまま避難されたと思います。

そこで、1点目は高齢者・障害のある方・移動困難者や災害時要援護者に対して、町内会、消防団、それから、民生児童委員及び地域福祉協力員等が対応しておりました。災害時の避難者情報は、地域で共有化されているのか、また、その仕組みはあるのかをお聞きしたいと思います。

2点目は、水害の発生時期は暑い季節のため、「指定緊急避難場所」となる一時的避難施設に冷房設備が無い環境の中で精神的にも不安を抱きながら避難した町民も見受けられました。

そこで、本町には、50カ所の「指定緊急避難場所」がありますが、施設の環境調査等を実施しているのか、お聞きしたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 町では、平成21年度に策定した「八郎潟町災害時要援護者避難支援計画」、これに基づき、災害時に安否確認や避難支援といった地域の支援を必要とする方々に、「災害時要援護者」として事前に登録の申し込みをしていただき、その情報を町内会長、民生委員、児童委員、町社会福祉協議会、五城目警察署、湖東地区消防署に提供する「八郎潟町災害時要援護者登録制度」を実施しております。

現在の登録状況は、災害時要援護者が34名、災害時要援護者の支援者が72名となっております。

次に、避難場所の環境についてでございますけれども、はじめに、町の「指定緊急避難場所」の状況についてでございますけれども、緊急的に避難する場所として14カ所、施設としては36施設となっております。

施設の環境状況については、冷房設備が整っている施設は、施設の一部に冷房設備があるのを含めると27施設、冷房設備がない施設は、9施設となっております。

また、トイレについては、防災センター2階トイレが和式になっており、令和5年7月の大雨時に避難した高齢者が大変不便だったという町民からの意見もあったことから、洋式に替えるための工事費を令和7年度当初予算に計上しております。

冷房設備を含めた環境状況に関しましては、避難所に限らず、公共施設全体の維持管理のなかで、今後検討していく必要があるものと考えております。

議長 柳田裕平 はい、伊藤章君。

5 番 伊藤 章 はい、どうもありがとうございます。やはり私自身も川崎地区っていうことで、この洪水の関係につきましては非常に、今後とも非常に不安を持っております。ですから、天災ってこともありますけども、やっぱりこの避難場所の環境は、これから高齢者や子ども、いろいろありますので是非とも環境整備をお願いしたいっていうことが1点です。

それで、場合によってはその避難場所が非常に老朽化しておるってこともありますので、その点も踏まえながら今後検討していただければということで、お願いしたいと思います。以上です。

それから三点目につきましてですけども、先ほどからもお話しがあったんですけども、この「買物弱者や移動困難者の把握について」です。

スーパーの閉店や商店街の衰退など、流通機能や交通網の弱体化がみられております。それから、高齢者による免許の返納、等々の原因があります。高齢者等を中心に食料品の購入や通院に不便や苦勞を感じてる方々が多く、また、買物弱者や移動困難者ということもありますけども、先ほどの議員の一般質問の中にもいろいろありました。

それで、対応の仕方はいろいろあると思いますけども、実際どのように、こういう方々を把握してるのかっていうことで1点ほど、お聞きしたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 今まで町で、買い物弱者や移動困難者の実態調査は行ったことはございませんけども、民生委員・児童委員の方々が、年1回「高齢者実態調査」を実施しております。この調査は、65歳以上の方を対象に、担当地区ごとに個別訪問をしており、町民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう支援するために、高齢者世帯の基礎情報を把握するとともに、民生委員・児童委員が訪問することで、身近な相談相手として接点を持ち、平常時の見守り・緊急時の支援につなげることを目的に実施されております。

調査項目は、居住実態、世帯状況、身体状況、食事等、令和5年10月1日時点での対象者2,352名の方から回答をいただいております。

食事の項目について、統計を取ってみますと、「困っていない」が87.2%、「食料品の買い物に困っている」が1.1%、「調理に困っている」が0.3%、「買い物、調理の両方に困っている」が1.2%、「未回答」が10.2%という結果になっております。この結果だけをみますと9割弱の方が食事に関して困っていないと読み取れております。この数字の背景には、町社会福祉協議会が実施している「まごころ弁当の配食サービス」、NPO法人はちらぼが実施している「配食サービス」、一日市地区で行っている「移動販売」、そして、町内の食堂がデリバリーを行っていただいていることなどが、要因だと考えております。

日頃、民生委員・児童委員、そして、主任児童委員の皆さまには、町民の福祉向上のために、ご尽力いただき、感謝しているところでございます。

また、外出支援サービスとして、タクシー利用券交付事業と介護タクシー利用料補助事業がございます。タクシー利用券交付事業は、要介護1以上、障害者手帳3級以上または、下肢障害1級から6級まで、そして、療育手帳Aの該当する対象者が、タクシーを利用して通院する場合、500円券6枚を交付しており、60名の方が登録されております。

そして、介護タクシー利用料補助事業は、要介護認定を受けていない、ストレッチャーなどを利用して、車の乗り降りする方に、介護保険の適用となる乗降介助サービスの相当分を助成しております。

また参考までに、デマンド型乗合タクシーの利用状況については、行政報告でもお伝えしましたが、八郎潟町民が令和6年4月から12月までに利用した延べ人数は24,85人であり、そのうち本町内の拠点とイオン五城目店の間で乗り降りした人数は、延べ521人、湖東厚生病院の間で乗り降りした人数は、延べ387人でございました。以上でございます。

議長 柳田裕平 はい、伊藤章君。

5 番 伊藤 章 ただいま、把握状況につきましては、民生児童委員の方々が65歳以上の方に訪問して一人一人状況を聞いているというふうなお話を聞いておりました。是非ともこの、こういう状況の把握をしなければ、その対策が出来ないと思います。ですから、ここにいる皆さまもご承知だと思いますけども、買物弱者や移動困難者といいますが、人によって、いろいろ様々状況が違うと思います。違うと思いますので、是非とも、その把握内容をしたうえで、いろんな政策をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいた

します。以上です。

議長 柳田裕平 これにて、5番 伊藤章君の一般質問を終わります。
次に6番 松田真寿美君の一般質問を行います。はい、6番 松田真寿美君。

6番 松田真寿美 6番 松田真寿美でございます。

質問に入る前に一言申し上げてよろしいでしょうか。

まず、今日こうして、この議場に立てましたこと大変光栄に思っております。

私は、この町で生まれ育っておりませんが、皆さまに負けないくらい八郎潟町を誇りに思っております。子どもからお年寄りまで、これまで以上に住みやすい八郎潟町になりますよう町民の声をお届けしたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

さて、八郎潟町といいますと、昨年の志田千陽選手のオリンピックでの活躍は記憶に新しいところであります。これまでも多くのオリンピックメダリストが名を連ねており、スポーツの町といっても過言ではないと思います。先日、大仙市の友人から電話があり「マラソンの鈴木選挙もオリンピックで6位入賞したがメダルとるってすごいよね」と絶賛され、自分のことのようにうれしく思った次第です。

これからも八郎潟町の町民性から、このような多くの快挙が期待されることでしょう。八郎潟町の歴史を刻んできた今も元気でいらっしゃるご高齢の方をはじめ、町民みんな喜び合いたいものです。

今回、町議会議員への立候補を決めてから、地元夜叉袋をはじめ町内を訪問させていただきました。一人暮らし、または夫婦の高齢世帯・空き家が多いということを改めて目の当たりにしました。高齢世帯の背景には、言うまでもなく核家族化や子供の独立などが理由になっており孤独感や社会的孤立への不安を聞かれます。

また、高齢になり免許証を返納したことによって買い物や通院といった日常生活の課題も多くみられます。

孤独感から閉じこもりや鬱病になったり、さらには認知症の発症リスクも高まることでしょう。介護予防の観点から自助・互助を主としたコミュニティ社会の充実を図ることはできないものかと思っております。

そこで、一つ目の「高齢者の集いの場について」です。

コロナ禍前は、保健センターや地域で行われていた主に高齢者向けの介護予防教室等は送迎があることで気軽に参加し楽しまれておりました。送迎がないことで行き場のない高齢者は、徐々に介護認定若しくは簡単な手続きの事業対象者の認定を受けて送迎もあるデイサービスなどの介護保険事業所を利用する方が多くなりました。多くの方がデイサービスを利用することで介護保険の予算にも影響し介護保険事業所利用の選定についても、きちんとした理由を求められるようになっております。

老人憩いの家の利用者は、今は5人前後とのこと。歩けなくなると歩いて利用されている方もいますが、老人憩いの家は以前から送迎はありませんが、送迎があれば利用したいと思っている方もいらっしゃいます。

改めて、①介護予防教室等の事業において送迎をしなくなった理由と②予算等の問題もあると思いますが、シルバー人材に依頼するとかタクシー会社と連携するなどの方法はないのでしょうか。また、③現在行われている介護予防教室等の事業は継続するのか、また新たな事業の予定はあるのかも併せてお伺いします。

二つ目として、「健康を維持するための食生活について」です。

町民、特に高齢者の方々から生鮮食品に困っているとの話を聞きます。食は健康を維持するために欠かせないものです。

昨日、町長の行政報告にもございましたが、4月中に「はちらぼハウス」、今は、「まちづくり活動センター」で「つくし苑」さんが、「どんぶりころころ」の名称で弁当や惣菜や野菜等の販売を始めるということで、うまく稼働できることを期待しております。

入居してくださる「つくし苑」さんを当局も私たちもバックアップし、是非とも商店街の活性化を望むところですが、町当局としての関わり方をお聞かせください。

一方、「まちづくり活動センター」の立地場所的に一日市地区は人の流れが出たり、いくらかは活性できるかもませんが、面潟地区の特に移動手段の無い高齢者の方はどうでしょう。

「はちらぼ」の時も「買い物に行けない」との声があり、配達や車で移送して下さっていたようでしたが、実際に利用した方は、どれくらいいたのでしょうか。利用した方の影響は、どうだったのでしょうか。

先ほど、町長からのお話で、アンケート結果では、買い物等で困っていないという話もありましたが、町民からは「残った野菜でもいいから移動販売をしてもらいたい」「魚も食べたい」「自分で見て商品を選びたい」等の高齢者の声をお届けします。全町民の要望に応えられるような事業であってほしいと思います。以上です。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 松田議員のご質問にお答えいたします。

老人憩いの家につきましては、八郎潟町単位老人クラブ会員または八郎潟町に在住する60歳以上の方が、やすらぎと憩いの場として、また、火曜日、木曜日には、心身の健康の増進を目的に、お風呂を利用しております。利用者は、徒歩や自転車で来られる方で、月平均10名程度になります。そして、来年度は、夜叉袋地区の住民を対象に、老人憩いの家弁天荘を使用して、「かだっこさろん」を開催する予定でございます。これは、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うために、高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施を行うものでございます。個人利用者や団体利用、町事業で多くの場面で利用されております。

次に介護予防教室ですが、介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業で行われているサービスになります。高齢者の加齢に伴う心身の機能低下による不健康になりやすい状態「フレイル」を予防し、健康でいきいきと生活できるように、7教室の介護予防教室を開催しております。

送迎についてですが、保健センターで開催されております介護予防教室の「ストレッチ教室」において、送迎を希望した方を職員が送迎を行っております。平成29年度は6名、令和4年度は1名を送迎しておりましたが、5年度は希望者がございませんでした。介護予防教室は、65歳以上の運動に支障のない方が対象になりますが、参加者の認知症が進行したりして運動に参加できなくなった方には、専門的な指導と環境を提供できる、通所介護サービスの利用を勧めてまいります。

また、令和2年度までは、町職員が対応できない地区を町社会福祉協議会に委託し、防災センター、老人憩いの家弁天荘で介護予防教室を開催し、送迎も行っておりましたが、コロナ禍の影響や委託先の担当職員の異動等の理由もあり、令和3年度から委託を取りやめております。

今後、介護予防教室に参加する方で、送迎を希望する方には、町職員が送迎を行いますので、外部団体や企業に依頼する予定はございません。

介護予防教室の今後の展望については、7年度は、運動能力の低下予防のほかに、栄養面での改善を目的とした食事のアドバイスを行い、口腔機能の向上を図り、日常生活の質を高めるケアを含めた介護予防教室を実施したいと思案しているところでございます。

次に、健康を維持するための食生活についてですが、まちづくり活動センター1階店舗につきましては、小売り事業を営んでいた「はちらぼハウス」の事業休止に伴い、令和5年12月から空き店舗となっておりますが、先ほど議員言われましたとおり、社会福祉法人 南秋福社会を運営事業として選定しております。

ご質問の南秋福社会と町との関わりについてですが、店舗の運営は南秋福社会の事業でありますので、直接的に町が関与することはございません。

ただし、南秋福社会から店舗運営について協力依頼があった場合、例えば、開店のお知らせやイベント開催に係るPRなど、できる範囲で協力する考えであります。

また、「はちらぼハウス」が営業していた当時の配達や車での送迎の状況については、令和3年度は73人を送迎、3,128件へ配達、令和4年度は70人を送迎、2,963件へ配達、令和5年度は48人を送迎、1,978件へ配達となっております。配達した商品は主に弁当、日用品、惣菜とのことでございました。

利用者の皆様からは、「自分一人では買い物ができないため助かっている。」「弁当配達をしている店舗が少ない中、配達をしていただき感謝している。」「会合や集会の場所への配達は有り難い。」などの声があったと伺っております。以上でございます。

議長 柳田裕平 はい、松田真寿美君。

6番 松田真寿美 丁寧なご答弁ありがとうございました。予防体操等には送迎の希望があればしてくださるってことですので、今後、町民から伺った時にはお伝えしていきたいと思いますので、新しい事業の展開も、よろしくお願いいたします。

まず、現状がよく分かりました。と言いますのも、ホームページでは時々見てたんですけども、今回この通告書を提出してから、第9期高齢者福祉計画、介護保険事業計画書を拝読しました。とてもよくできてると思いました。住民アンケートの結果や人口の推移、推計等の記載があり、総人口の減少と共に高齢者の人口も減少するものの、高齢化率については上昇、また、在宅要介護者の9割は入所や入居を希望、検討していない、在宅生活の継続を希望するとの回答もありました。

介護予防事業所等の参加者数は概ね増加傾向との数字もありましたので、今後このところを踏まえて再度検討していただければと思います。

町民からの通いの場合の条件としては、通いやすいとか、身近な場所で開催していることとかありましたので、今回の弁天荘とかでやられる事業については大変喜ばれることではないかと思っています。

あと、この第9期の基本理念である、「互いを尊重しながら共に支え合い、一人一人が誰かのために行動する地域社会を目指す」の実現に向けて、折り返しの7年度の施策に期待したいと思います。

食については、地元産の新鮮な農産物の提供で、バランスのとれた食生活で健康維持していけるよう「どんぶりころころ」さんのほうの今後の動向見守りながら随時発信していきたいと思っております。

以上ですが、もう二つほど付け加えてもよろしいですか。

一つとしては、ちょっとお願いなんですけれども、おそらく今回、予算に出ているかと思うんですが、老人憩いの家のカーテンとか畳等、だいぶ傷んでおりました。おそらく町民からの声は出ていると思うんですが、当局も状況確認済みと思いますが、折を見てご対応願うところであります。

二つ目の提案ですけれども、福祉計画の住民アンケートの内容見ますと、私がケアマネの時に、認定調査の時、一緒にアンケートをお願いしますと依頼されて行ったものもあるように思います。在職中2回ほどありました。認定調査のついでにアンケートを、とのことでしょうが、ちょっとケアマネの業務もだいぶ莫大なものであります。アンケート一件につきの手間を考慮していただければ、ありがたいと思いますし、若しくはアンケート専門の方を依頼するなど、少人数で対応したほうがより適切な回答を得ることが出来るのではないのでしょうか。それについても予算書見ましたところ、介護保険運営協議会費として委託料があったので、もしかしたら予算化しているのかなと思いましたが、もし回答出来るのであれば、お願いしたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、健康福祉課長。

健康福祉課長 松田正紀 はい、お答えいたします。

一つ目の要望ですけれども、今後、憩いの場、弁天荘なり寿山荘なり、その修繕等確認しながら今後、予算化したいと思います。

それと二つ目、ケアマネさんに3年に1回の介護計画のためにアンケート調査を依頼しております。それは在宅調査の部分になります。これにつきましては、ケアマネさんに委託している委託料の中に在宅調査を依頼しても、その分を含めた中での委託料ということで国からも通知が来ておりますので、今後もケアマネさんのほうにお願いしたいと考えております。以上です。

議長 柳田裕平 はい、松田真寿美君。

6番 松田真寿美 はい、分かりました。ありがとうございます。憩いの家のカーテン等は、出来れば早急に、見ていらっしゃるかと思うんですけども、なんか昭和初期のようなカーテンを掛けておりますので、もし出来れば早急な対応お願いしたいと思います。

今回は、現状の確認と町民の声を再度お伝えいたしました。以上で終わります。ありがとうございます。

議長 柳田裕平 これにて、6番 松田真寿美君の一般質問を終わります。
それではここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

(午前11時54分)

(休憩)

(再開)

(午後1時30分)

議長 柳田裕平 それでは、午前中に引き続き再開いたします。
次に、10番 小柳鉄秀君の一般質問を行います。はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 こんにちは。議席番号10番、新人の小柳鉄秀と申します。
一般質問に入る前に、この度の選挙では立候補者が15名、とりわけ新人が10名という人数に驚きを隠せませんでした。
私にとっては、厳しい戦いではありましたが、町民の皆さまの温かい支援により当選させていただきました。ご支援いただいた町民の皆さまに深く感謝すると同時に、皆さまの思いを強く受け止め、重く受け止め、町政発展に尽力してまいります。
それでは、はじめに、初めての質問でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
それでは、一般質問通告書のとおり質問をさせていただきます。
1. 「あいさつ運動の小さな一歩から」人口減少対策
日本の人口は、2004年の1億2,784万人（高齢化率19.6%）をピークに減少に転じております。
国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2030年には、1億1,522万人（高齢化率31.8%）、2050年には、9,515万人（高齢化率39.6%）と予測されております。
八郎潟町の人口は1965年（昭和40年）の国勢調査によると8,379人をピークに、2020年（令和2年）の国調では、5,583人です。令和7年2月1日現在では5,161人と、令和2年の国調からは422人も減少しております。
また、年齢階層別人口の推移で見ると、2030年予測で0～14歳が242人（5%）15～64歳で1,983人（44.3%）、65歳以上は2,249人（50.2%）で総人口は4,474人と予測。2020年の国調から10年間で1,109人が減少することになります。この数字から見ても、町の命である人口減少対策が急務と考えます。
ここ数年、コロナ禍により「あいさつ」を交わすという機会が薄れていると感じ、町民総参加のまちづくりが重要な課題と感じております。
表題にあるとおり、人口減少対策として考えたのが、「あいさつ運動の小さな一歩から」です。皆さん、これをどうか考えてみてはいかがでしょうか。
あいさつ運動を行うことで家庭、学校、地域など人と人、社会全体のつながりや信頼関係を深めるとともに、助け合いの心を育てることができると思います。あいさつ運動が習慣化されることによって、防犯や非常時のコミュニケーションにも効果を発揮し、安全・安心なまちづくりができると考えます。また、学校や地域、職場内でのコミュニケーションが円滑になり、コミュニケーション能力も向上し、その日一日がすがすがしい気持ちになり、自然と笑顔になると私は考えます。この小さな運動が犯罪の無い安心して暮らせる・子育てができる環境を生み出し八郎潟町に住んでいて良かった、住んでみたいと考えるような気持ちになるかもしれません。町の雰囲気づくりが大事ではないでしょうか。
心の豊かさや、やさしさ、笑顔で接することで健康寿命にもつながり、しいては人口減少にもつながります。ちなみに、さきがけ新聞に載っておりました平均寿命は2020年に男性81.05歳、女性が87.09歳に対し、健康に日常生活を送れる期間を示す健康寿命は男性が72.57歳、女性で75.45歳と掲載されておりました。
以前、子どもたちを被害から守ろうと「かけこみ110番」を立ち上げ、ステッカーを全戸配布しました。不審者は顔を見られることや話しかけられることを嫌うので、あいさつが積極的にされている環境には不審者は出現しづらくなるからです。あいさつで助け合いの心や相手を気遣う心が生まれ、日常的にコミュニケーションがスムーズである環境がバリアとなり犯罪が起きにくい社会をつくることができるからです。地域との交流が活発になることで、自ずと子どもの登下校時の安全も確保することができるからです。このことが、他町村にも広がりを見せたことを覚えております。
身近なあいさつ運動で、町の良さをアピールすることが大切だと考えます。
少子高齢化や人口減少問題、伝統文化の継承など様々な地域課題を克服するためには、「社会教育は人づくり」の原点に立ち返り、実践できるあいさつ運動こそが最も重要と考えます。あいさつ運動を推進していく目的とその効果として、挙げられることは、
一つは、人と人とのつながり。
気持ちの良い元気なあいさつを交わす環境をつくることで、人と人とのつながりを深め、よりよいまちづくりにつながります。また、豊かな人間関係と思いやりの心が醸成し、自分の住むまちに対する深い愛情を育むことができます。

二つ目は、防犯・防災の強み。

人と人とのつながりを深められ、子どもたちの登下校時や、生活の安全を守ることが期待できます。また、災害時の連携・協力体制の向上にも貢献できるからです。

三つ目は、おもてなしの心。

本町では、5月5日の願人踊、8月の一市盆踊りなど、また、午前中質問も、野原さんの一般質問でありました田んぼアートには7万人が来ているという報告がありました。毎年、多くの方が来訪されます。気持ちのいいあいさつで、おもてなしを行うことにより、八郎潟町のイメージアップが期待できると考えたからです。

一番身近な「あいさつ運動」が、生まれ変われる材料の一つかもしれません。

この小さなあいさつ運動から、八郎潟町に住みたくなる魅力ある町へと変わるべきです。

県内外から素晴らしいまち「住みたいまち」ランキング上位に入れるようなまちづくりを町全体で考えてみてはどうでしょうか。

これまでも様々な人口減少対策を講じられておりますが、今まで以上に一人一人が真剣に考え、向き合い、地域の声や要望を的確に捉え、住民福祉向上につなげていくことが大事だと思います。八郎潟町が活気あふれた時には、あいさつ運動が盛んに行われていました。次の世代のために、住みよいまちづくりを創りあげるためには、町全体が動かなければ何も変わりません。

今こそ、変わる時ではないでしょうか。町を繋ぐ笑顔のために。

以上、あいさつ運動についての提案をさせていただきました。

町長へは、これまでの取り組んできた事業について伺いましたが、八郎潟町総合戦略の改訂版に基本目標として、「雇用を創出する、人の流れを作る、結婚・出産・子育ての希望を叶える、地域社会を形成する」と事業内容等がありますので、この部分については省略していただいて、おおまかで結構ですので、もたらした効果について伺いしたいと思います。

また、この「あいさつ運動」を、どうお考えか伺います。そして、今後の人口減少対策についてどう捉え、どう創りあげていくのか、お伺いしたいと思います。

また、教育長には、あいさつ運動への取り組みについて、どうお考えか、また、どうあるべきかをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 小柳議員のご質問にお答えいたします。

日本全体の人口が減少に進むなか、全国的に進む少子化は、経済・社会活動などに影響を及ぼす深刻な問題となっております。

本町では、学校給食費の無料、出産祝い金支給、不妊治療費の助成、産後ケア、出産・子育て応援、子育て支援情報配信、高校生までの医療費無料、保育料個人負担分の助成、学童保育、スポーツ少年団大会派遣への助成など、様々な子育て支援に取り組んでおります。

また、令和7年度からは新たにこども園の保育料無償化事業に取り組むこととして、当初予算案に計上しております。

なお、これらの事業により、子育て世帯への経済的負担の軽減は図られているものと考えており、今後の人口減少に備え、子育て世帯が定住し、安心して出産や子育てしやすい環境をさらに進めてまいりたいと思います。

次に、「あいさつ運動」につきましては、基本的には議員言われるような効果はあると思っておりますが、自治体が、あいさつ運動を効果的に励行することは、なかなかハードルが高いと思っております。住民への意識啓発を促すためには、広報活動を実施したり、スローガンを設定するなどが考えられますが、あまり効果はないと考えます。ただ、学校を通じて、児童・生徒が「あいさつ運動」を励行することで、地域住民にも自然に波及していくのではないかと思います。そのへんについては、教育長から答弁あるかと思います。よろしくお願いします。

議長 柳田裕平 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 小柳議員のご質問にお答えします。

議員がおっしゃるように、あいさつ運動、あいさつというのは、人と人、人と組織、人と地域を結び付ける力を持つ、人間関係の形成に欠かせないものであると思います。

では、あいさつ運動について、本町の小学校での取り組みを例に考えてみたいと思い

ます。八郎潟小学校では、昔からいろいろな形であいさつ運動に取り組んできております。現在は「あいさつと笑顔のあふれる八小」というフレーズを学校教育目標の副題に掲げて、あいさつを教育の重点と定めて学校経営を進めております。

具体的な方法としては、相手の顔を見て元気にあいさつをするように日常生活の中で指導しているほか、児童会の自主的な活動として、朝、学校の玄関前に並び、登校してくる児童生徒に対して元気に挨拶をするという運動を定期的に行っております。また、五城目警察署や地区の少年保護育成委員のご協力を得ながら、毎年5月から11月まで、月一度あいさつ運動を実施しております。

ところが、こうした取り組みが効果があるとは、なかなか一概には言えないようです。今年度の八郎潟小学校の取り組みを評価する学校評価の数値を見ますと、「進んで元気にあいさつをしているか」という質問に対して児童の回答の平均は、4点満点中の3.7ポイントと高い数値でありましたが、毎日児童と一緒に生活している先生方の評価は、2.6ポイントでありました。これは、先生方から見ると、あいさつはしていても、目標にしている「明るく元気で、相手に伝わるあいさつ」ができていないといえぬという判断からだったようです。

これは小学校での一つの例にすぎませんが、ここから考えさせられることがあると思います。

それは、あいさつは、上辺や形式だけのものではなく、心のこもったあいさつでなければ、相手にはうまく伝わらないのだということだと思います。

意図的に相手にあいさつせざるを得ない状況をつくることはできると思いますが、あいさつをする人自身が相手に対する思いやりや感謝の気持ちを持って、あいさつしたい、気持ちの良いあいさつを返したい、相手と関わり合いたいと思わないことには、心が通うやり取りにはならないのではないのでしょうか。

こうして考えてくると、あいさつをするを目的として取り組むのではなく、あいさつを一つのきっかけとして相手と対話し、相手とのつながりを持つ活動を進めていくことが、本来のあいさつの活性化につながり、地域のコミュニティの強化、そしてひいては町の発展に結び付くのではないかと考えます。そのために、中長期的な視野に立って多くの人の協力を得ながら学校、そして地域や任意団体等による地道な草の根的な運動を根気強く続けていく必要があるのではないかと思います。以上です。

議長 柳田裕平 はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 答弁ありがとうございます。確かに町全体で動くとなれば、たいへん事業としては難しいものがあるかと思います。

私が一般質問の表題にあるとおり、「あいさつ運動の小さなものから」ということで、私ここに掲げさせていただいております。

いま、教育長さんが言ったとおり、確かに学校であいさつしたから、それがすぐ全校、全生徒につながっていくとは思ってもおりませんけども、小さなあいさつをすることから始めないと、この町は良くならないのではないかなということとで私、今回、この質問させていただきました。

ですが、やはり、それは町全体で考えた上で、小さなあいさつ運動ってということになると思うので、やはり、あいさつは、その人と人との繋がり、感謝を持っているってことも大事だと思いますので、それについては皆さんも気持ちの中に入れていただいて進めていただきたいなと思っております。やはり、あいさつをすることによって、人と人との繋がり、これが一番大事だと思っております。

この人口減少対策については、各分野でいろいろと行っておりますので、引き続き行っていきたいと思うし、今年度…あ、来年度7次構造計画を策定されると思いますけれども、これまで以上に知恵を出し合って素晴らしいまちづくりのために事業の展開をお願いしたいと思っております。

あいさつ運動は、いつでもどこでも出来ると思います。八郎潟町は、どこへ行くにもアクセスが良く、災害に強く、治安が良い、子育て環境が充実している等、他の町にない良さをつくっていくということで、あいさつ運動をして、この問題を解決できたらなあと思っております。

一つの目標に向かおうとする八郎潟町は、ものすごいまとまりがあると思います。これを信じて進めていただけたらと思います。先ほど、町長さんもお話がありましたが、全体的には進めていけないけれども、スローガンを通してというようなこともありましたので、そちらのほうについては私が先ほど言いました、人づくりは社会教育のほうでやっていただきたいなという考えで、教育課のほうにお願いをしたいなと思っております。

す。スローガンについては、募集するのか、教育委員会のほうで考えるのか、それについてはお任せしするといたしまして、スローガンを通して町全体が出来るというものを作り上げていただきたいと思っております。ですので、教育長さん、どうでしょうか。社会教育、教育課のほうで進めていただけることを出来ないでしょうかってことで、お伺いしたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 はい、社会教育のほうでという話をいただきました。

先ほど町長も答弁いたしましたが、学校教育ではこの後も、あいさつを重点として掲揚を進めていくことになると思いますので、そこを一つの取り掛かりにしながら社会教育のほうでもですね、足並みを揃えて進めていければ効果が高まるかなと思います。

スローガンに関しましては、庁内でまず検討して、それから実施をするか否か考えていきたいと思っております。以上です。

議長 柳田裕平 はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 ありがとうございます。いずれ、今すぐにとはいませんが、やはりこれが一番大事な根本的なものだと私は思っております。それはやっぱり、学校教育においても大切なことだと思いますので、その点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

いずれ、7次構想に向けて、いろいろとお難儀をかけると思ひますが、いろいろな面で頑張っただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長 柳田裕平 これにて、10番 小柳鉄秀君の一般質問を終わります。

次に11番 小柳聡君の一般質問を行います。はい、11番 小柳聡君。

11番 小柳 聡 11番の小柳聡でございます。

まずは、この度の町議会選挙において、たくさんのお声や応援をいただきました。

三度この議場に押し上げていただきましたので、そういった声も今後も届けてまいりたいと思ひます。

本日は二つの表題で一般質問の通告をさせていただいております。

一つ目は、「物価高騰対策について」という表題でございます。

物価高騰の波が止まりません。これは勿論、全国的な話題ではありますが、物価の高騰に対する賃金の上昇というものは地方特有かもしれませんが、なかなか周りからは聞こえてきていないのが現実です。エネルギー価格の高騰も過ぎ去ったわけではないのに最近では米価や生鮮食品の高騰の話題が先行するぐらい、多くの分野で値上げラッシュが起こっています。最近では町としても国の総合経済対策に基づき住民税非課税世帯に対し3万円の給付、同じく非課税世帯、(若干の対象違いはございますけども)に灯油購入助成費として6千円を助成する措置、また、これからは全町民に商品券1万円の配布を決定しております。

これからの質問は、昨日の行政報告である程度の答えは出ているというものもございますけれども、通告に基づき進めさせていただきます。

いま伝えたこれらの施策で、今現在の物価高騰に対して、どの程度の効果があるのか、期待するのかといったところを、まずはお聞きしたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 小柳議員のご質問にお答えいたします。

コロナ禍からの経済回復による需要拡大と、ロシアのウクライナ侵攻による供給不足が重なったことや、地球規模の気候変動による猛暑や干ばつなどの天候不順による不作により、原材料費の上昇、円安、需要バランスの崩れが起き、価格高騰に繋がっております。

本町では、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、住民税非課税世帯一世帯あたり3万円を給付し、住民税非課税世帯のうち、18歳以下の児童がいる子育て世帯に対して子ども一人当たり2万円を加算給付しております。

また、灯油価格の高騰を受け、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対して、秋田県と協調し、灯油購入費を助成し、低所得者の生活維持の一助になっていると思つ

ております。

申請状況ですけれども、行政報告でも申し上げましたとおり2月末時点では、住民税非課税世帯の申請件数は710件、申請率90.2%、18歳以下の児童がいる世帯の申請件数は21件、申請率95.5%になります。また、灯油購入費助成金の申請件数は791件、申請率は91%になっております。申請の締め切りは、3月14日までになっておりますので、引き続き受付をしております。

どの程度の効果があったのか、については、この給付金だけの効果を統計的に抽出することは、技術的に困難であります。しかし、窓口での聞き取りでは、増額を望まれる声もありましたが、多数の方が「ありがたいです」と言っておられましたので、生活の支援に繋がっているものと思います。それぞれの給付は、家計への直接的な支援（現金）になりますので、給付金による一定の効果はあると思います。

今後も物価高騰が続くようなら、秋田県と協調して実施している事業ですので、県の動向を注視しながら、必要に応じて支援を検討してまいります。

議長 柳田裕平 はい、小柳聡君。

11番 小柳 聡 ただ今、申請率のほうも改めて伺いました。支援に対して、ありがたいという声があるということは、私も、そういう感じだなというふうに思っております。

参考までに、非課税世帯、行政報告の中で分母は787世帯だったと思うんですけども、申請が710件で、灯油購入のところに対して791件に対して申請率が91%。どちらも70世帯ぐらい申請をしていない世帯があると思われるんですけども、この70世帯というものは、これ担当課長にお聞きしたいんですけども、この70世帯というものは重複している世帯であるのかといったところが、まず一点と、また、未申請の方に対して3月14日締め切りといったところも今伺いましたけれども、これは改めて確認というか、対象ですよっていうか、改めて再通知というか、電話などの連絡を差し上げるのか、っていったところをお伺いしたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、松田課長。

健康福祉課長 松田正紀 はい、お答えいたします。

まず、一件目ですけれども、非課税世帯と灯油の確認書、申請書につきましては、一緒に送っておりますので、重複しております。

二件目に関しては、3月に入ってから、対象者まだ来られてない方に関しては再度通知のほう送っています。以上です。

議長 柳田裕平 はい、小柳聡君。

11番 小柳 聡 これはまず本当に、国庫補助金でもございますし、受け取らないともったいないといったところもちょうど多分、視点としてはございますので、是非そこへんは重ね重ねなりますけれども、再通知の連絡も含めてお願いしたいと思います。

商品券もこれからではございますけれども、商品券事業は商店の皆さんにとっても一助にはなると考えております。しかし、商店街の方々に話を聞くと様々な値上げに対して単純に価格転嫁をするということも難しいという声も多いように感じております。

そこで例えば、五城目町では、ものづくり支援事業補助制度というサービス業務を除く新規商品の開発、既存商品の改良、宣伝、販路拡大のための経費の一部を補助する制度がございます。これは、商品開発のためのデザイン料、ものづくりに必要な備品、試作品の材料費、展示会や商談会の参加費や旅費なども柔軟に含まれるといったものでございます。これは限度額は20万円と決して大きなものではないんですけども、補助率が10分の10と使い勝手も良い補助金であると考えます。

物価高騰などで疲弊している商店街や地域事業者にとって、このような補助金があればまた上を向いて頑張れるのではないかと、そんなきっかけとなるのではないかと考えます。

そこで、地域事業者を応援するきっかけとなるような補助金の創設を検討してはどうかといったところをお伺いしたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 本町では、町単独事業として商業の活性化に資するため、町の商店の後継者、または町

内での起業者に対し月額2万円を3年間支援する商店後継・起業者支援金交付事業及び町内で商店を営もうとする方や営んでいる方が新規出店や店舗改修の費用に対し、100万円を限度に対象経費の二分の一以内を補助する店舗出店改修等補助事業を実施しております。そういう意味では、事業者支援を行っているところでございます。

また、物価高騰に対する地域事業者支援対策として、交付金を活用し全町民を対象に一人1万円、これも第8弾地域商品券も今月から発送予定をしております。

それらも合わせながら今後も引き続き、物価高騰の影響を受けている地域事業者の支援を図るため、要望等伺ってまいります。

議員おっしゃった、ものづくり五城目のその支援金というのは、やはり五城目町は製造業でものづくり関連の会社が本町よりは多いと伺っておりますので、そういう目的もありまして、また違うものの中からいろいろ考えての対策だろうと思っております。

議長 柳田裕平 はい、小柳聡君。

11番 小柳 聡 まず、ご答弁ありがとうございました。参考までにですね、井川町では販路拡大支援補助金、これは10万上限で二分の一といったものや、創業等チャレンジ支援事業補助金、これが100万円上限というちょっと幅広いメニューで準備しているといったところもございます。

当地域の事業者は、後継問題が今後10年の中で課題になることはもう避けられないというふうに思っております。私の視点としては地域に根を張っている事業者にも出来る限り踏ん張っていただきたいから新たな事業を掘り起こせるような起業が増えてくるのが理想的でもあり、商店街としての機能維持できるような仕掛けや取り組みも今後必要になってくると思っておりますので、提言でございます。

例えば、県の支援金等と同じ内容で町の…例えば、秋田県では支援金として100万～400万位の支援金等もございますので、そういったものに例えば八郎潟町の…同じ内容で町も相乗りすることによって八郎潟町で起業するのが、八郎潟町が支援が手厚いと思われるかもしれませんが、そういった県の支援金で対象とならない経費を盛り込んだことで改めて食いつく起業者もいるかもしれません。

店舗出店開始補助金も今回、補正でも更正されておりましたので、補助金が今後も使い易くなっていくようにアップデートしていった欲しいと思うんですけども、今現在の補助金のアップデート、皆さんが使い易いようにアップデートしてはどうかといったところを質問させていただきます。

すみません、通告にはございませんけれども。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 先ほど県の事業に乗ってっていう話されましたけども、県の事業と一緒にやると3年くらいで下駄を外させる、継続してやるってことはなかなか出来なくて、それじゃ町単独で継続してやるとなると大変な予算が生じてきます。まあそれだけは慎重にやらなければいけません。

いずれ、議員おっしゃった、今の既存の政策にまた上乘せしてやる、そのへんはまた7次計画でもじっくり関係機関の皆さんと協議しながら対応していくのも一つの道ではないかなあと思っております。

議長 柳田裕平 はい、小柳聡君。

11番 小柳 聡 まず今、私が聞いたかったのは、いわゆる現状の補助金等がちょっと使い勝手が良くないから使われないでいってしまうというところもあると思いますので、そういったところも配慮いただいて今後の施策をブラッシュアップしていただきたいといったところを訴えたつもりでございました。

続けてまいります。コロナ禍以降、いわゆる非課税世帯への支援は国の指針もあるのは勿論ですが、支援が手厚くなっていることは関係者であればご承知のことと思います。条件によっては該当になる場合もありますけども、住民税の均等割りのみで払っている世帯や一人親世帯など、非課税というくくりの中では救済されないギリギリの層もあるのではないかと思います。物価高騰も続いていく中で、是非ともそういった部分を探す努力もしてほしいと思います。

そういった取りこぼし層に対して、総合経済対策の枠を独自に町で広げる、または町単独でも助成を検討してほしいと思いますけども、ここについてご答弁をお願いいたします。

ます。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 住民税均等割のみ課税世帯に対する支援は、今年度の物価高騰支援給付金において一世帯当たり10万円を、また、そのうち18歳以下の児童がいる場合は、当該児童一人当たり5万円を支給しております。

ただし、ひとり親世帯に対する支援は、これまで支給した実績はございません。低所得世帯を下支えするための給付金であるため、あくまでも所得に応じた給付対象が根底にあることからだと思っています。

本町における令和2年度からこれまでの地方創生臨時交付金については、様々な事業を対象としてきましたが、議員もご存じのとおり、交付対象額を上回る事業費は町単独費を充てて実施しております。その中でも、地域商品券交付事業においては、物価高騰の影響を受けている住民や事業者の支援、地域経済の活性化を目的として、所得制限を設けずに、全町民を対象に、これまで8回にわたって実施しております。この事業に対する町単独費の持ち出しは、約4,900万円、総事業費の13%以上に上っております。

以上でございます。

議長 柳田裕平 はい、小柳聡君。

11番 小柳 聡 はい、詳細にありがとうございました。私は何故この質問をしたかという、やっぱりコロナ禍以降、非課税世帯というところにスポットが当たって、スポットが当たらない困っている世帯のところまで見て欲しいといったところが根底としてございましたので、そういったところも是非今後7次計画の中で光が当たるようにご判断をいただきたいと思います。

物価高騰で前述したように米価の著しい値上げ、これは今、若干落ち着きがみえる可能性もございますけども…の値上げや生鮮食品も高騰の一途を辿っている現状であると思います。もちろん小麦粉も上がっているのでパンや麺類も値段が上がっておりますし、調味料も価格を維持しているのを探するのが困難な状況になっているといっても過言ではございません。また、牛乳一つを取っても20年近くで25円も上昇しており（H17年37円）、この5年間だけでも10円以上の値上げとなっております。（令和2年50円→令和6年61.86円）これは、200mlパックでの価格でございます。

昨年1月と今年1月で生鮮食品の消費者物価指数を比較すると20%以上も上昇していることが読み取れました。

そこで、やはり目を向けなければいけないのが給食費の問題です。以前も議会の場で話題には出しましたが、今一度取り上げるタイミングではないかと考えて質問をいたします。必要な栄養・カロリーを満たすには食材や料理法の工夫では限界があると考えます。

他市町村でも値上げに踏み切る自治体が一気に増え始めているが当町はどう考えるかといったところを質問するんですけども、こちら昨日の行政報告で、施政方針のほうです、確認はしているのですが、敢えて質問をさせていただきます。

給食単価を適正に引き上げるべきではないかといったところを質問させていただきます。

議長 柳田裕平 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 議員のご質問にお答えします。

おっしゃいましたように昨日、町長が施政方針で申し上げました。重複いたしますがご了承ください。

議員おっしゃるとおり、本町の学校給食も物価高騰のあおりを受けて、経営困難な状況が続いております。

本町では、平成24年の給食費無償化事業を実施して以来11年間、一食当たりの金額をですね、小学校283円、中学校335円と設定しておりましたが、物価上昇により値上げを余儀なくされました。令和5年度、6年度と連続して給食費の引き上げを行いました。現在の単価は、6年度現在の単価は小学校が310円、中学校が360円となっております。

しかし、近頃の米、野菜、加工食品、調味料等の価格高騰により、現在の価格であっても、予定どおりの献立では赤字になることが判明したため、献立の変更を余儀なくされ

るなど、学校は対応に大変苦慮しております。

そこで、令和7年度には、今後の物価の高止まりを視野に入れて、これまでよりもより余裕をみた値上げ幅を設定して、小学校が単価330円、中学校を単価400円として当初予算に計上しております。これは、周辺の市町村よりも高い価格設定となっております。

これにより、栄養価の基準を満たした学校給食が可能になるとともに、担当者の創意工夫や児童生徒の希望等も多少は取り入れられるかと考えております。以上です。

議長 柳田裕平 はい、小柳聡君。

11番 小柳 聡 はい、ご答弁ありがとうございました。まず、引き上げる予算が可決すれば、給食費の引き上げも実施されるといったところでございます。

給食費の単価を上げるということは、当町にとっては無償化で進めておりますので単純に町の負担が増えるということは重々承知はしておりますけれども、一方で、やはり未来ある子ども達への投資といった観点で、やはりそこは是非とも緩めないで頑張りたいと思います。

参考までに、今回のように一度値上げしても、やはり再度値上げが必要になるという局面が今後あり得ると考えます。参考までに、お聞きしたいのですが、令和6年度の後半のほうは予算額に対して、どのような苦労があったのかといったところをお伺いしたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 ご質問にお答えします。先ほども一部申し上げましたが、栄養教諭からの情報でお伝えいたします。以下のような状況だったそうです。

野菜の高騰に対応するために、生の野菜を使用せず、冷凍野菜を使用する日が多くなった。また、副菜、おかず、主菜でないおかずという意味ですが、副菜を果物に変更するなどして安く済む献立に仕上げた時もあったそうです。

それから、揚げ物についてですが、揚げ物というのは、揚げ油を一度に大量に使うことになるため、揚げ物の回数を減らしましたということでした。それに関連して、子ども達のリクエスト給食を残念ながら実施できなかったということがあったそうです。

そして、米を少しでも節約するために、児童生徒が複数名欠席した場合は炊くご飯の量を減らすなどの、毎日の炊飯量の調節を行ったということでもありました。

そして先ほど牛乳の高騰のお話しなさいましたが、牛乳よりも価格の安い別の乳製品を出す日を増やしたという、そういう工夫もしたそうです。

こうした工夫によって、どうにか乗り越えてきたということでありました。

議長 柳田裕平 はい、小柳聡君。

11番 小柳 聡 生々しい現実を突きつけられて…、やはり子ども達が例えばリクエストが出来ないというのが、私、保護者でもございますので、いやあそれは…やっぱり給食楽しみなんですね、子ども達にとって。是非そういったところも無理のないようにしていくために、もう一個だけ質問させていただきます。

この物価高騰の波が今後も加速していく、先ほども言ったんですけれども、今後加速していく場合に、どのようなタイミングで見直しを考えるか、これは所謂、当初じゃなくて補正でも対応していくっていう言葉をいただけるのかっていったところなんですけれども、そこを加味していただいた答弁をお願いいたします。

議長 柳田裕平 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 先ほど申し上げましたが、今回の見直しっていうのは、実は今後の物価高騰もある程度視野に入れて、かなり幅をとった金額設定しておりますので、当面は対応の必要ないかなと思われそうですが、その想定を上回る物価高騰等が続いた場合ですね、メニューの変更等では暫定的な措置では対処しきれないと思われしますので、補正を組んで対応する、それから、次年度の当初予算の金額をまた上げる、そういった対応をしていくことになると思われそうです。

ただし、ご承知のように、いま国会で論争が続いておりますが、国の施策で、もしかしたら、令和8年度から小学校の給食費無償化になる可能性もありますので、そうなれば

また今後の対応が変わってくるかと思われます。以上です。

議長 柳田裕平 はい、小柳聡君。

11番 小柳 聡 はい、丁寧なご答弁ありがとうございました。

近年の値上げというのは、毎年15%ぐらいずつ上がってきておりますし、一つ視点として持っていただきたいのが、「ここを超えたらどうする」という境界線を予め設けていただいて、いざという時の予防線を張っていただけたらなあと、子どもを持つ親としても訴えさせていただきたいと思います。

子ども達の成長を第一に考える町であってほしいと、最後をお願いをいたしまして、1問目の質問を終えさせていただきます。

次に、二つ目の表題です。「LINEアプリの運用状況は」といったテーマでございます。

昨年の3月議会の一般質問の中で、地方公共団体LINEアプリの活用を促す質問をいたしました。その際にはですね、「町では…」その時の答弁ですけども、「町では、LINEを活用して公式アカウント上から各種申請や行政手続きができるオンライン手続きシステムの利用を考えており、そのシステム使用料については、来年度、これは令和6年予算に計上していると。このシステムの利用を開始するとグループLINEと同じような使い方も可能であることとなりますので、町内会長との連絡にも活用できればと思っております」このような、私の質問に対する答弁をいただいております。

そこで、最近ホームページでもこのLINEの大きなバナーを、登録を誘導するような動きは確認できているんですけども、中味が全く動いていないように感じております。LINEの友達、これは所謂LINEの登録しているメンバーが、人が、八郎潟町で97人、これ今、先ほど確認したら104人ぐらいまで増えておりましたけども、私自身も勿論登録しておりますけども、最新情報を定期的に配信していきますというメッセージが来て以降、何も配信されていないのが現状でございます。

各種申請や手続きをLINE上で出来るかと思って動かしても、現在準備中という返答で終わってしまいます。

そこで、質問させていただきますけども、現在のLINEアプリの運用はどういった状況かといったところをお伺いします。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 LINEの町公式アカウント開設は、様々な手続きを来庁しなくてもLINEで行うことを目的に令和6年10月1日から開設しております。

現在の運用状況は、乗合タクシーの利用登録申請、母子手帳発行の予約、介護予防教室の参加予約、介護・健康関係の町への講師依頼については、LINEで行えるようになっていますが、利用実績は今のところありません。

また、議員のご指摘のとおり、健康相談や住民票などの休日交付受付、街灯切れなどの情報を町に伝える通報メニューについては、現在準備中となっておりますが、今後は、これらのメニューを使用できるように進めるとともに、利用者の増加と効果的な活用を図っていきたいと考えております。

議長 柳田裕平 はい、小柳聡君。

11番 小柳 聡 まず、そうですね、今、介護予防とかのお話しも伺ったんですが、やっぱり一番手っ取り早くLINEの活用をあげていくなら、若い世代への活用をどんどん促していただけるといいのではないかなと思います。

例えば、施設の予約であったりとか、それこそ…そういったものもあれば一番便利さが増していくと思います。

準備はしたけども活用しないというのはもったいないと思いますし、もっと本気で発信も取り組めばより便利に関心も上げられるのではないかなと思います。まずは4月に開催されるであろう町内会長会議でLINE登録している会長方とグループで繋ぎ連絡体制の一つにすることを改めて提案いたしますけども、そういったグループ化を増やしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 町が主催する会議等でのLINEの活用については、参加者全員が町公式LINEを友達登録する必要があるため、会議ごとにLINEを活用することは難しいと考えております。

議長 柳田裕平 はい、小柳聡君。

11番 小柳 聡 はい、まず、そこは難しいという話がありました。

LINEでの連絡体制が構築できれば、圧倒的に通信費の削減も可能になってくると思います。郵便物は昨年10月から大幅値上げになっておりますし、LINEの積極的な活用で通信費の削減という観点から見直すことを検討いただきたいと思います。おそらく行政的には、「LINEで案内するのは失礼にあたる」という発想もあるかもしれませんが、複数年続く委員などであればLINEの中で相談なんかも出来るとコミュニケーションも取れるのではないでかと考えます。と思いますが、そこに関してご所見等ありましたら、お願いいたします。

議長 柳田裕平 はい、村井総務課長。

総務課長 村井健一 ご質問にお答えします。まず、通信費の削減云々っていう話ですけども、町長先ほど答弁しましたけども、LINEの活用、これに関しては去年の10月から進めています。いま答弁申し上げた事業については、役所に行かなくても申請出来るLINE活用として、出来るものから順序にやっております。

この後、議員言ったような体育施設の申請についても準備出来次第やっていくつもりでおります。

昨年答弁した内容、町内会長会議にも使っていければっていうのは、確かに、そういう答弁しております。ただ、友だち登録して32人の町内会の会長さんが全員LINEを使って、しかもその登録してくれるっていうのは現段階では、ちょっと考えられません。となればですね、LINE登録して友だち追加してLINEでの通知をした他にですね、32人の町内会長さんには現状と同じような通知を差し上げなければなりません。

そういったことからですね、それはもっと簡単なやり方でですね、LINEを活用出来るものがあれば、それはどんどん活用していきたいとは思っております。

議長 柳田裕平 はい、小柳聡君。

11番 小柳 聡 はい、そうですね。まず、どんな活用が出来るかっていったところも、いろいろ模索していただきたいというのが本意でございました。

最後に、LINEのみならず、やはり八郎潟町SNS発信は、相変わらず発信が少ないように感じております。特に今回の八郎潟町議会議員選挙も投票を呼び掛ける投稿、また翌日が新聞の休刊日という理由も加わるんですけども、町民や多くの方々が選挙速報をいち早く知りたいという声が多くありました。

選挙前は投票率を上げる目的も含めての発信、報告はホームページと連動した形で充分なんですけども、町長の関心事をなるべく開かれたかたちで発信のほうをしていただきたいと思います。

いま先ほど、昨日いただいた資料で20代から40代の投票率を私なりに探ってみました。20代から49歳まで、1,155人中675人が投票、これは率にすると58%くらいでした。こういったところもSNSの発信があると、こういった数字が若干上がってきて最終的には70%も超えるような投票率になったのではないかなと思いますので、是非、町民のニーズに沿った発信をお願いしたいっていうところを、最後に質問としたいと思いますが、ご答弁のほう、よろしくお願いいたします。

議長 柳田裕平 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 SNSの活用については、これまでの議会でも度々一般質問で取り上げられておりますが、いずれのSNSにおけるフォロワー数は、極めて少ない状況であります。

新たにLINEの運用も開始されましたので、町民が関心の高い情報をコンスタントに発信できるよう、各課職員で構成している「情報発信企画編集委員会」、この中で引き続き検討をしてまいります。

なお、今後の追加メニューでございますけども、住民票、印鑑証明、税証明書の休日の交付、予約、体育施設の利用申請、防災広報の情報や町への通報等、これなども、これか

ら出来たらなあと思って、「情報発信企画編集委員会」の中で引き続き検討をしてまいりたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、小柳聡君。

11番 小柳 聡 ご答弁ありがとうございました。まず、本当に小さな町だからこそ打てる手はどんどん打って広めていくといったところは重要だと思いますので、そういったところを再度要望として訴えながら、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長 柳田裕平 これにて、11番 小柳聡君の一般質問を終わります。
これにて、一般質問を終わります。
これより、各常任委員会を開いていただきます。
なお、最終日3月19日は、午後3時より本会議を開きます。
本日の会議はこれをもって散会いたします。
どうもご苦労様でした。

(午後2時31分)

令和 7 年八郎潟町議会 3 月定例会 会議録

第 10 日目 令和 7 年 3 月 19 日（水）

（午後 3 時）

議長 柳田裕平 皆さん、どうもご苦労さんでございます。ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会 3 月定例会は成立いたします。

会議に入る前に、私からお話があります。一昨日の予算特別委員会産業課の質疑休憩中に、加藤千代美議員が、一職員に対し「やめろ」との発言がありました。そこに居合わせた職員の全員が、委員会開催中の加藤議員の質疑に対する答弁等に対して、「仕事をやめろ」と受け止めたようです。

議長として、この発言は、職員を威圧し、侮辱するものであり、八郎潟町議会議員政治倫理条例第 3 条第 1 項第 4 号の規定に抵触するものと判断しました。

よって、加藤議員に謝罪を求めます。はい、加藤議員。

1 番 加藤千代美 ここでいいか？

議長 柳田裕平 その場でいいです。

1 番 加藤千代美 17 日の特別委員会の産業部門の休憩時間中に、不適切な言葉を発したことは申し訳ないと思っております。それで、多大の人にご迷惑をかけたことをお詫びすると同時に、今後は不適切な言葉をしないで質疑応答してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長 柳田裕平 これより本日の会議を開きます。

答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計責任者であります。あ、会計管理者であります。

日程第 1、本会議で各常任委員会に付託された議案第 4 号から議案第 25 号までの 22 議案並びに陳情について、各常任委員長の報告を求めます。

はじめに、総務産業常任委員長 京極幸村君の報告を求めます。はい、2 番 京極君。

総務産業常任委員長 京極幸村 （総務産業常任委員長報告 別紙報告書のとおり）

議長 柳田裕平 次に、教育民生常任委員長 伊藤章君の報告を求めます。はい、5 番 伊藤章君。

教育民生常任委員長 伊藤 章 （教育民生常任委員長報告 別紙報告書のとおり）

議長 柳田裕平 これより、各常任委員長報告に対する質疑を行います。

はじめに、総務産業常任委員長 京極幸村君に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長 柳田裕平 質疑ないようですので、総務産業常任委員長 京極幸村君に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長 伊藤章君に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長 柳田裕平 質疑ないようですので、教育民生常任委員長 伊藤章君に対する質疑を終わります。

これで、各常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、予算特別委員会に付託された議案第 26 号から議案第 31 号までの 6 議案について予算特別委員長 畠山一充君の報告を求めます。はい、9 番 畠山一充君。

予算特別委員長 畠山一充 （予算特別委員長報告 別紙報告書のとおり）

- 議長 柳田裕平 次に、予算特別委員長 畠山一充君に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 質疑ないようですので、予算特別委員長 畠山一充君に対する質疑を終わります。
これで、予算特別委員会に対する質疑を終わります。
次に、各議案等に対する討論並びに採決を行います。
日程第2、**議案第4号「令和6年度八郎潟町一般会計補正予算（第10号）について」**
討論を行います。討論ございませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第4号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に日程第3、**議案第5号「令和6年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」**討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第5号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に日程第4、**議案第6号「令和6年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」**討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第6号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に日程第5、**議案第7号「令和6年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」**討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第7号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 柳田裕平 賛成全員であります。よって議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に日程第6、**議案第8号「令和6年度八郎潟町水道事業会計補正予算（第3号）について」**討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第8号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に日程第7、**議案第9号「令和6年度八郎潟町公共下水道事業会計補正予算（第3号）について」**討論を行います。討論ございませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第9号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第 9 号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に日程第 8、**議案第 10 号「八郎潟町表彰条例の全部を改正する条例について」** 討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第 10 号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第 10 号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に日程第 9、**議案第 11 号「八郎潟町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」** 討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第 11 号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 柳田裕平 賛成全員であります。よって議案第 11 号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に日程第 10、**議案第 12 号「職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」** 討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第 12 号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第 12 号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に日程第 11、**議案第 13 号「八郎潟町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」** 討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第 13 号について、委員長の報告は可決あります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第 13 号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に日程第 12、**議案第 14 号「八郎潟町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」** 討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第 14 号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 柳田裕平 賛成全員であります。よって議案第 14 号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に日程第 13、**議案第 15 号「八郎潟町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」** 討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第 15 号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第 15 号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に日程第 14、**議案第 16 号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する**

条例について」討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第16号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に日程第15、**議案第17号「八郎潟町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」**討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第17号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第16、**議案第18号「文化財審議委員会設置条例の一部を改正する条例について」**討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第18号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第17、**議案第19号「八郎潟町文化財保護条例の一部を改正する条例について」**討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第19号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第18、**議案第20号「八郎潟町オリンピック記念会館町民健康トレーニングセンター条例の一部を改正する条例について」**討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第20号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第19、**議案第21号「八郎潟町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」**討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第21号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第20、**議案第22号「八郎潟町下水道条例の一部を改正する条例について」**討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第２２号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第２２号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第２１、**議案第２３号「八郎潟町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について」**討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第２３号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第２３号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第２２、**議案第２４号「八郎潟町過疎地域持続的発展計画の変更について」**討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第２４号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 柳田裕平 全員であります。よって議案第２４号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第２３、**議案第２５号「財産の無償貸付について」**討論を行います。討論ありませんか。

議長 柳田裕平 はい、１番 加藤君。加藤議員に聞きますが、反対討論、賛成討論ですか。

１番 加藤千代美 反対。

議長 柳田裕平 反対、はい、どうぞ。

１番 加藤千代美 議案第２５号「財産の無償貸付について」の反対討論を行います。

今、無償貸付しようとする宅地（土地）は、１９３７～１９４０年に構築された八郎潟カントリーのところであると思うが、構築された年については農協職員の記憶によるものであります。

この施設は農家の米の収集・集荷の業務を主体として設立されたものと理解しております。その上で農家の米の供出に大いに貢献している施設でもあります。また、粃を粃摺りする際に出る粃殻は農地を肥沃化していく上でも重要な役割を果たし、農地の乾田することでも大きな役割をなし、農家にとっては非常にありがたい施設として今日まで貢献している事実があります。

この施設を構築するにあたっては、当時のことはよく理解出来ないが、行政と農協が十分に話し合いを行い農協が借り受ける際に借地金を払ってまでも構築されたのは、双方にメリットがあった為と思います。

現に、今でも何ら支障も無く運営されている施設を無償で貸し付けることについては理解出来ないものがあります。

むしろ、ウクライナ戦争によって、麦・大豆等が不足している現状で国・県が推し進める施設設備の充実を図る資金を補助し、麦・大豆の収集・出荷を図ることが肝要かと思うと同時に町の産業振興に大きな影響を及ぼすものと考え、反対の討論といたします。

議長 柳田裕平 ただ今の議案についての賛成討論の方おりますか。おりませんか。反対討論の方だけでございますか。

すみません、もう一回元に戻しますが、反対討論の方、もう一度手挙げてください。はい、村井議員、どうぞ。

３番 村井 智 ３番 村井智でございます。私は、この案に関しては継続審議を求めたいと思います。主旨としては、私は、これは委員会において賛成の挙手をいたしました。ただ、その後の

で気付いた点がありまして。村井課長の議事録のほうをご覧いただければ分かる
とおり、村井課長も非常に難しい、厳しい答弁をなされてます。

一つが、財産の交換譲与・無償貸付に関する条例では、公共団体は公益事業のように供
する時は議会の決議を経ずに無償で貸し付け出来るとされてます。ただ、村井課長は、こ
れは農協が収益事業かどうかというの、それぞれの考えがある、そういうことで議
会に諮るんだというふうに説明しております。

ここで、私が継続審議にすべきだと申し上げたのは、ということは町の財産を無償で
貸し付けるっていうことに対してのルールが、これは出来ていないのかなというふう
に考えた次第です。

先ほど申し上げたとおり、貸付先が公共の…要するものかどうかというの、それ
ぞれの判断があると思います。また、この条例は、もともとの適用は何かというふう
に質問したところ、国・県が事業を行う際に町村が無償で貸し出すものだ、という
ふうに説明を受けております。だとすると非常に厳しい解釈になるのかなあという
ふうに思っております。

重ねて申し上げますが、私は、カンントリーエレベーターの所、結果的に無償で貸し
付けることには賛成なんです、そこに至るルールが出来ていない、で、この後、小
林議員のほうからも、この後のところで、あ、失礼しました。小野議員のほうから
も、例えばこの後、同じ様な所がでたら、どうするのかっていう質問の時に、議
会で議決を経るかたちになるのではというふうに課長は答弁してらっしゃいます。
これであれば、やはり一旦ルールを決めた上で貸し付けるのが適当ではないかとい
うふうに私は考えます。

なにせ我々議員は、町民の付託を得てここに立っていると思います。そこでル
ールを決めずに物事を進めるのは如何かなと思ひまして、先の委員会では私、賛
成の挙手をしましたが、ちょっと立ち止まっていたいて、このルールをもう少し明
確にした上で、そして貸し付けを行うことが適当だと私は考えて、今ここに立っ
ております。

です、私の考えは継続審議にして、そして、このルールを明確にするということ
であります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 柳田裕平 他に反対討論ございますか。はい、8番 小林君。

8番 小林響騎 はい、8番の小林です。先ほどお二方から反対討論あったわけで、被
つてるところは省略させていただきます。補足として一つ述べさせていただきます。

行政の特徴として前例を重視する傾向があります。そのことから、今回これら
の土地を無償で貸し付けすることで前例をつくってしまいます。

行政は土地あるいは建物を無償で貸してくれるという前例ができてしまえば、別
の事業者さんからお願いされた際、どう断るんでしょうか。

現在、旧小学校の校舎使用の件で絶賛話し合いがされているかと思いますが、無
償で貸してくださいという話になりかねません。不利な前例をつくらないでいた
きたいと思ひます。

以上のことから、反対討論とさせていただきます。

議員の皆さま、この議案についての自分の身の振り方、住民の皆さまにどの
ように説明するのか、よくよくお考えの上、ご判断いただきますよう、よろしく
お願いいたします。

議長 柳田裕平 はい、他に反対討論の方。はい、4番。

4番 小野千春 4番 小野千春です。私は賛成に挙手いたしました立場から、今
回ここに反対ということで立たせてもらいました。それは次に挙手の時に覆った判
決をすることでご迷惑をおかけしたりすると困ると思ひまして、自分の意見を述
べさせていただきます。

私が賛成に回った経緯は、いろいろな説明を聞くなかで、この今回の無償貸付
ということと、脱炭素事業とは何らか繋がっているというお答えもあった中で、
私は新人議員でもありますし、この脱炭素事業というのが町にとって、これまで
何度も議論を重ね、写真のなか進んでいくものだと思ひ、そのために必要な事
業とあらば全てを私一人が理解している訳でもないで町で熟慮した結果、今年
度の予算で通さなければいけない何らかの理由があるのではないかと憶測の上、
賛成に挙手いたしました。

しかし、昨日3月18日の時点で脱炭素事業につきまして慎重に調査・検討を
重ねていく中で、まだ決定ではないという副町長からのお話しを受け、それでし
たら、小中学校の児童の数も減ってきている中、準要保護児童・要保護児童に
対して、わずかばかりですが、児童にとってはとても大きい補助金をこの度付
けております。

また、人口増加が見込めないこの町において、納税人口というふるさと納税を考えて、納税する人口を増やしていけるような事業も、これから考えていかなければならないんじゃないかという自分の考えの中で、その１００万という予算はかなり大きなあと判断しました。で、もし、先延ばし出来ることでしたら、その１００万のお金を町に落としてもらう、今年でなくてもいいのであるならば落としてもらい、継続審議としたほうが良いのではないかと思います、最初は賛成に回りましたが、今回、今の時点では反対に挙手しようと思い、発言させていただきました。以上です。

議長 柳田裕平 他に討論ございますか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。日程第２３の議案第２５号「財産の無償貸付について」採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)

議長 柳田裕平 はい、賛成６名、反対５名であります。よって可決承認いたします。
次に入ります。日程第２４、**議案第２６号「令和７年度八郎潟町一般会計予算について」**討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。あ、はい、８番 小林君。反対討論ですか。

８番 小林響騎 はい。

議長 柳田裕平 はい。

８番 小林響騎 ８番の小林です。２６号 一般予算に賛成するということは、今回「はちらぼ」の予算にも賛成するということなんですけれども、そのご認識はよろしいのでしょうか。
町民の皆さまに、どう説明するのでしょうか。
自分は別に反対…その「はちらぼ」予算が全部ダメだっていうわけではないんですけれども、まだ考え直す余地があるんじゃないかと思います。
弁当の配達に本当に１，３００万円使っているんですか。
その一般予算を考え直すというのは…一般予算をまだ悩んでいるという方は、もう一回反対して考え直してもよろしい…、考え直して一緒に作りあげてもよろしいのではないのでしょうか。
確かに買い物弱者の皆さまを救うのは大切なことです。ですが、手段はまだ別にもあると思います。
これ、役場側も引くに引けない立場にいます。議員側が反対の意見を示してあげないと、引くに引けないんですよ、これは。ちょっと考え直してください、皆さん。
議員になった初心を思い出して、今一度熟考の上ご審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 柳田裕平 他に反対討論の方おりますか。賛成討論の方おりますか。はい、９番 畠山君。

９番 畠山一充 ９番 畠山です。私から賛成討論ということで発言させていただきます。
一般会計予算総額（案）３２億９，３４４万円でございます。これをストップすることは、行政サービス事業及び職員の生活に支障をきたし、町民生活にも混乱を招くことになります。
予算特別委員会では、各委員から課題、要望、意見について発言し、議論されたと思います。担当課でも重く受け止め、行政運営を進めるものと確信しております。
以上、私の賛成討論でございます。

議長 柳田裕平 他に賛成討論の方おりますか。討論なしと認めます。はい、２番 京極君。

２番 京極幸村 これ、討論は交互…反対、賛成と交互に討論するんですよね。

議長 柳田裕平 反対のほう先に討論してもらって…

２番 京極幸村 交互じゃないですか。

- 議長 柳田裕平 その後、賛成のほうに移したんだけど。
- 2 番 京極幸村 ちょっと反対討論なんですけど、いいですか。
- 議長 柳田裕平 賛成討論？
- 2 番 京極幸村 反対です。
- 議長 柳田裕平 反対討論？
- 2 番 京極幸村 いいですか？
- 議長 柳田裕平 はい、2 番 京極君。
- 2 番 京極幸村 はい、2 番 京極です。一般会計予算について、反対の立場から討論いたします。
まず今回、予算が否決されたとしても必ずしも全ての予算が、新年度以降の全ての予算がストップする、決まるわけではないということの前提に立ち、やはりこのまちづくり活動センター管理委託運営費に関しては、そろそろ見直す時期が来てるのではないかと思います。
本日渡されました積算資料によりますと、例えば、電気代は270万5千円と試算されておりますが、これは令和5年1月から10月ということで、この時の積算の根拠と現在の状況では異なっております。それでこの予算の見積もりに対しては、まだまだ詰められる部分があると思います。
貴重な血税から予算が組まれております。ですので、やはり慎重に見直しを考えた場合、ここで予算を賛成することは、私は出来ないと考えております。
ご賛同してくださる皆さまにも反対に回っていただければと思います。これで討論を終わります。
- 議長 柳田裕平 賛成討論、他にございますか。
(討論なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。日程第24、議案第26号「令和7年度八郎潟町一般会計予算について」採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)
- 議長 柳田裕平 はい、賛成7名でございます。反対4名でございます。よって賛成多数で承認いたします。可決承認いたします。
次に、日程第25、委員長の…、ん、ちょっと待つて。はい、失礼いたしました。
日程第25、議案第27号「令和7年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算について」討論を行います。討論ございませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。…はい、失礼しました。
議案第27号「令和7年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算について」賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 柳田裕平 はい、賛成全員であります。よって可決承認いたします。
次に、日程第26、議案第28号「令和7年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第28号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 柳田裕平 賛成全員であります。よって可決いたします。原案どおり可決されました。
次に、日程第27、議案第29号「令和7年度八郎潟町介護保険特別会計予算について」

て」討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第29号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 柳田裕平 賛成全員であります。よって議案第29号は、原案どおり可決されました。
次に、日程第28、**議案第30号「令和7年度八郎潟町水道事業会計予算について」**
討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第30号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立多数であります。あ、加藤君、賛成ですか、加藤さん。あ、はい、起立全員であります。
よって議案第30号は、原案どおり可決されました。
次に、日程第29、**議案第31号「令和7年度八郎潟町公共下水道事業会計予算について」** 討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第31号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第31号は、原案どおり可決されました。
次に、日程第30、陳情について討論・採決します。
受理番号第1号「議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるような図をつくり、自治体のホームページで公開することに関する陳情」の採択を求める陳情書について討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
受理番号第1号について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって受理番号第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。
次に、**受理番号第2号「市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情」**について討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
受理番号第2号について、委員長の報告は不採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)

議長 柳田裕平 起立全員であります。ん？もう一度、確認します。賛成の諸君の起立を求めます。ん？ちょっと、休憩します。
(休憩)
(再開)

議長 柳田裕平 再開します。委員長報告のとおり不採択に賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

- 議長 柳田裕平 起立全員であります。よって不採択とすることに決定いたしました。
次に、**受理番号第3号「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書**について討論を行います。討論ありません。
(討論なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
受理番号第3号について、委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)
- 議長 柳田裕平 賛成多数であります。よって受理番号第3号は委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定しました。
次に、**受理番号第4号「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書**について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
受理番号第4号について、委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決定し、不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)
- 議長 柳田裕平 起立多数であります。よって受理番号第4号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。
次に、**受理番号第5号「デジタル・ベーシックインカム導入に関する意見書の提出についての陳情書」**について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
委員長報告が不採択の場合…、ちょっと待った、暫時休憩します。
(休憩)
(再開)
- 議長 柳田裕平 再開いたします。受理番号第5号について、委員長の報告は不採択であります。委員長報告のとおり決定し、不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)
- 議長 柳田裕平 起立多数であります。よって受理番号第5号は委員長報告のとおり不採択することに決定いたしました。
以上、今定例会に付議された事件は全て終了しました。
これをもって、八郎潟町議会3月定会を閉会いたします。
ご苦労様でございました。

(午後4時15分)